

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	4
第2 会期の決定	4
議長の諸般報告	4
町長の行政報告	5
第3 報告第1号 専決処分の報告について	8
第4 報告第2号 継続費繰越計算書について	9
第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について	9
第6 報告第4号 事故繰越繰越計算書について	9
第7 報告第5号 水道事業会計継続費繰越計算書について	9
第8 報告第6号 水道事業会計予算繰越計算書について	9
第9 報告第7号 下水道事業会計予算繰越計算書について	9
第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	9
第11～第12 承認第3号～承認第4号	9
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	
・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて	
第13 議案第36号 利府町町税条例の一部を改正する条例	10
第14 議案第37号 利府町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の 一部を改正する条例	10
第15 議案第38号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を 改正する条例	10
第16 議案第39号 令和3年度利府町一般会計補正予算	10
第17 議案第40号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算	10

第18	議案第41号	令和3年度利府町水道事業会計補正予算	11
第19	議案第42号	令和3年度利府町下水道事業会計補正予算	11
第20	議案第43号	財産の取得について	11
第21	議案第44号	町道の路線認定について	11
第22	議案第45号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
第23	議案第46号	利府町農業委員会委員の任命について	11
第24	一般質問		14
	遠藤紀子	議員	14
	1	「障害者差別解消法」をより推進するために	
	2	子ども家庭センター「ぺあっこ」の充実を	
	渡邊博恵	議員	33
	1	きれいで安心なまちづくりのために	
	2	公共施設の維持管理と点検について	
	及川智善	議員	51
	1	たばこ対策について	
	2	LGBT対策について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります

令和3年6月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
企画部長	鎌田功紀君
町民生活部長	名取仁志君
保健福祉部長	鈴木久仁子君
経済産業部長	佐藤浩幸君
都市開発部長	近江信治君
上下水道部長	菅野勇君
上下水道部上下水道課長	鈴木義光君
会計管理者	鈴木則昭君
会計課長	折笠ゆき江君
教育長	本明陽一君

教 育 部 長	菊 池 信 行 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄 司 英 夫 君
局 長 補 佐 兼 係 長	大 枝 大 将 君
主 任	青 砥 裕 司 君

議 事 日 程 （第1日）

令和3年6月8日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第 2号 継続費繰越計算書について
- 第 5 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 7 報告第 5号 水道事業会計継続費繰越計算書について
- 第 8 報告第 6号 水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 9 報告第 7号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 議案第36号 利府町町税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第37号 利府町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例
- 第15 議案第38号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改
正する条例
- 第16 議案第39号 令和3年度利府町一般会計補正予算
- 第17 議案第40号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算

- 第18 議案第41号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算
 - 第19 議案第42号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算
 - 第20 議案第43号 財産の取得について
 - 第21 議案第44号 町道の路線認定について
 - 第22 議案第45号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第23 議案第46号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第24 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和3年6月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番永野渉君、15番遠藤紀子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの4日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの4日間と決定しました。

なお、会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりでございます。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可いたします。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（吉岡伸二郎君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、4月28日、議会だより第181号を発行しております。

5月20日、令和3年度2市3町議長団連絡協議会定期総会が多賀城市で開催され、私と副議長、局長が出席しております。

次に、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、4月23日、宮城

黒川地方町村議会議長会定例会議が自治会館で開催され、令和3年度諸会議と行事予定等について協議が行われ、私が出席しております。

5月25日、宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、私が出席しております。

5月31日、宮城県町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、私が出席しております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては配付しております議長諸般報告のとおりですので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、町長より報告7件、承認3件、議案が11件提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で、私の諸般報告を終わります。

続いて、町長の**行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、改めましておはようございます。

6月に入りまして暑い日が続いておりますが、本日、令和3年6月定例会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様には御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から新型コロナウイルス感染症対策を初めとする町政の運営に御支援をいただき、この場をお借りし、改めて感謝と御礼を申し上げます。

それでは、6月定例会の開会に先立ちまして行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてですが、宮城県内での新型コロナウイルスの感染拡大により3月18日に宮城県独自の緊急事態宣言が発出され、さらには感染に歯止めがかからないことから4月5日に国による蔓延防止等重点措置が仙台市を含む3府県6都市に全国で初めて適用されました。

蔓延防止等重点措置の適用化においては、県が行う営業時間短縮の要請の対象となる飲食店を巡回し、営業時間の提示等を確認した上で全面的に協力をいただいた事業者に対し協力金の支給を行っております。

なお、蔓延防止等重点措置の延長に係る期間については、県の協力金に加えて町独自で1店舗当たり12万円を支給し、さらなる支援を実施しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により高校生の就職率の低下が懸念されることから、町内に居住する高等学校卒業者を正社員として雇用した3社の事業主に対し、2市3町の広域連携により雇用奨励金の交付を行いました。

今後も新型コロナウイルス感染症の収束に向け、感染予防対策の徹底や町内事業者への経済支援などに全力で取り組んでまいります。

また、本町の公共施設につきましては、3月27日から臨時的に休館としていましたが、蔓延防止等重点措置の適用化においても町民の健康の維持増進を図るため、感染予防対策を講じた上で4月16日からスポーツ施設に限り利用を再開いたしました。

その後、5月11日の蔓延防止等重点措置の解除を受け、翌日12日から全ての公共施設について利用を再開いたしました。

次に、ワクチン接種についてですが、本町においては4月14日に接種予約や相談業務を担うコールセンターを開設し、5月11日から75歳以上の高齢者の皆様へのワクチン接種を開始いたしました。順次16歳以上の町民の皆様へ計画的に接種を行ってまいります。

なお、接種率の向上及び町内の経済活性化を目的に、ワクチン接種者には国の臨時交付金を活用し、町内で利用できるお買い物クーポン券の配布を予定しております。

さらに、接種予約の電話がつながらない等の問合せが多数寄せられたことから、5月22日から6月4日まで65歳以上の町民を対象に、予約の支援を行うサポートセンターを設置し、予約混雑の解消に取り組みました。

続いて、役場内の体制についてですが、4月1日からの組織改編により部制及び係制を導入し、8部18課2室4局でスタートいたしました。この組織改編では新型コロナウイルスワクチンの住民への接種対応期間の長期化が見込まれることから、新型コロナウイルス対策室を設置し体制の強化を図ったほか、生涯学習と保健福祉業務の一部を本庁舎に移し、ワンストップサービスを充実させるなど、より一層町民に密着した体制を構築したところです。

今後も4月からスタートした新総合計画に基づき、社会全体の变革や厳しい社会情勢に対応しながら、10年後はもとより、その先の将来も見据えたまちづくりにチャレンジしてまいります。

次に、2月13日以降、連続して発生している地震についてですが、3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震において、本町では震度5弱の大きな揺れを観測しました。2月13日の5強の揺れを観測した地震と同様に、総合体育館や小中学校の公共施設の一部が損壊し、町内の住宅の罹災証明書の交付につきましては、5月18日時点で合計261件となりました。

本町では、地震などの災害に備えて利府町総合体育館敷地内に防災備蓄倉庫を増設し防災体制の強化を行うとともに、被災者の支援も図り、町民の皆様が安心・安全に暮らせるまちづく

りに努めてまいります。

続いて、助成制度の拡充についてですが、子供医療費助成の拡大と高齢者の足の確保を目的としたシルバーパス事業が4月1日よりスタートいたしました。子育て世代の経済的負担の軽減や高齢者等の外出機会の創出など、町民の皆様の暮らしを支える事業として引き続き充実を図ってまいります。

次に、復興事業についてですが、東日本大震災から10年が経過した令和2年度をもって、浜田須賀地区を中心とした復興事業を完了いたしました。その上で、被災地区である浜田須賀地区の今後10年の持続的な復興のため、復興創成プランハマスカ未来パスポートを3月に策定いたしました。復興の先を見据え、地区住民、事業者、行政が協働し、当地区の暮らしとなりわい、誇りを次世代へとつないでいく取組にチャレンジしてまいります。

続いて、産業・観光振興についてですが、昨年、観光大使に任命した本町出身の女子プロレスラー藤本つかささんの観光大使就任を記念し、4月18日、利府町総合体育館を会場に、所属団体のアイスリボンとの共催による地元凱旋大会を開催いたしました。

感染防止対策を徹底して行った上で240人の来場者をお迎えし、熱戦が繰り広げられました。大会後にはふるさと納税の返礼品として藤本つかささんがガイドを務める観光ツアーを開催し、本町のさらなる魅力の発信に貢献いただきました。

次に、東京2020オリンピック競技大会関係についてですが、今月20日に本町を通過する聖火リレーを事故なく終えるため、沿道の雑踏整理等に役場職員約150名をスタッフとして動員し、サポートを実施してまいります。

また、宮城スタジアムで開催されるサッカー競技の対戦カードが決定し、関係機関との調整も最終段階に入っており、多くの感動を町民の皆様とともに創出できるよう、引き続き職員一丸となって取り組んでまいります。

最後に文化交流センターについてですが、7月1日のグランドオープンに向け現在も敷地内の植栽工事等を行っております。施設の利用者の登録や施設利用の予約も開始し、愛称のリフノスに込められた願いのように、多くの方が集い、ともに成長していけるような施設を目指していきます。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については別紙のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 1号から

日程第 23 議案第 46号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告についてから日程第23、議案第46号利府町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告7件、承認3件、議案11件について順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第1号専決処分の報告について**でございますが、今年の2月19日午前8時13分頃、町道金生上ノ原線を相手方が自動車で行っていた際、側溝上に落下していた土のうに接触し、相手方の自動車に損傷を与えた事故について、町の負担割合が8割の内容で相手方と和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、この損害賠償については、全国町村会総合賠償保障保険により全額補填されることとなっております。

次に、報告第2号継続費繰越計算書についてでございますが、継続費を設定している文化複合施設整備事業について、令和3年度に逡次繰越したことを報告するものであります。

次に、報告第3号繰越明許費繰越計算書についてでございますが、3月の定例会及び臨時会において議決をいただいた一般会計に属する12件の事業のうち、年度内に業務が完了した公式キャラクター認定事業を除く11件の事業について令和3年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、報告第4号事故繰越繰越計算書についてでございますが、令和元年台風第19号道路等災害復旧事業における春日藤沢地内外水路災害復旧工事について、積雪による施工遅延及び今年の2月の大雨により工事用仮設道路が流出し復旧に時間を要したため、令和2年度内に工事が完了できなかったことから、令和3年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、報告第5号水道事業会計継続費繰越計算書についてでございますが、利府浄水場No.2・3・4急速ろ過機電動弁更新事業について、令和3年度に逡次繰越したことを報告するものであります。

次に、報告第6号水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、神谷沢字後沢地内配水管布設替え事業をはじめとする3件の事業について、令和3年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、報告第7号下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、森郷字町地内雨水整備事業をはじめとする4件の事業について、令和3年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律と地方税法施行令等の一部を改正する政令が今年の3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されたことに伴い、課税上緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に利府町町税条例及び利府町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正の主な内容についてでございますが、法改正にあわせて個人町民税に係る扶養親族申告書の電子申告、固定資産の負担調整措置、軽自動車税の臨時的軽減の延長に関する規定についてそれぞれ改正を行ったものであります。

次に、承認第3号及び承認第4号の専決処分の承認を求めることについては、関連がありま

すので一括して御説明申し上げます。

宮城県を対象として新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置が適用されたことに伴う県の協力要請に応じ、営業時間の短縮に御協力をいただいた酒類を提供する飲食店等に対して支給する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について緊急執行を要したことから、令和3年度利府町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、今年の4月7日に専決処分し、その後の蔓延防止等重点措置の適用期間延長に伴い、延長期間分の協力金等につきましても同様に4月30日に令和3年度利府町一般会計補正予算を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりそれぞれ議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、**議案第36号利府町町税条例の一部を改正する条例**でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が今年の3月31日に公布されたことに伴い、地方税法等の規定に合わせ専決処分に係る改正箇所を除く規定について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、個人住民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定基礎となる扶養親族から年齢30歳以上70歳未満の国外居住者を除外するものであります。

次に、**議案第37号利府町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、東日本大震災復興特別区域法等が改正されたことに伴い、産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な対象地域が重点化され、また、復興推進計画及び復興特区税制の対象期間が3年間延長されたことから、条例についても同様の改正を行うものであります。

次に、**議案第38号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、昨年5月15日に仙塩広域都市計画の変更を行い市街化区域に編入した新太子堂北地区について地区計画を定め、計画区域内の建築物の制限を図り、適正な土地利用を誘導するため、所要の改正を行うものであります。

次に、**議案第39号令和3年度利府町一般会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に7,637万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億6,689万6,000円とするものであります。補正予算の詳細につきましては企画部長から補足説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、**議案第40号令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に253万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,737万8,000円とするもので

あります。

補正の内容でございますが、歳入歳出ともに人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。

次に、議案第41号令和3年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的支出の補正につきましては、人件費の調整及び今年の2月に発生した地震により配水管が破損したことに伴う災害復旧費用として2,784万8,000円を増額するものであります。

第3条資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により979万8,000円を減額するものであります。

次に、議案第42号令和3年度利府町下水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、人件費の調整により収入を12万円、支出を1,158万3,000円、それぞれ増額するものであります。

第3条資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により197万7,000円増額するものであります。

次に、議案第43号財産の取得についてでございますが、本事業は町内の防犯灯及び道路照明灯について、既存のエバーライトや水銀灯などから長寿命で省エネルギー効果の高いLED灯具への交換を行い、電気料金や交換費用等の維持管理に要する経費の削減を図るものであり、賃貸借期間満了後、防犯灯及び道路照明灯等について無償で譲渡を受け取得するものであります。

なお、本事業の契約に際しましては、公募型プロポーザルを実施し、契約候補者を決定してまいります。

次に、議案第44号町道の路線認定についてでございますが、十三塚10号線につきましては開発行為により新たに整備された路線であり、都市計画法第40条第2項の規定により町に帰属されたことから、町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員3名のうち今月の30日で任期満了となります佐藤清五氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第46号利府町農業委員会委員の任命についてでございますが、昨年の6月定例会において任命することについて同意をいただきました農業委員のうち1名が昨年11月に御逝去

されたことに伴い、委員を新たに任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、利府町農業委員会の委員選任に関する規則第5条の規定により、利府町農業委員候補者評価委員会を設置し候補者の評価を求めたところ、適格との意見をいただいております。

以上が、本定例会に提案いたしております報告7件、承認3件、議案11件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君）　　ここでお知らせをいたします。

先ほどのような揺れもしくはそれ以上の揺れがあった場合は、まずはその場で自身の身を守る行動を取ってください。よろしくお願いいたします。

次に、議案第39号令和3年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君）　それでは、議案第39号令和3年度利府町一般会計補正予算の補足説明をいたします。

2ページから4ページまでに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により御説明いたしますので、初めに7ページをお開き願います。

初めに歳入であります。17款2項2目民生費国庫負担金3節子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金3,390万円及び4節子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金232万5,000円につきましては、国において新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う生活支援を行うに当たり、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給するため増額するものであります。

21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により3,376万4,000円を増額するものであります。

8ページをお開き願います。

23款5項3目雑入7節コミュニティー事業助成金500万円につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業が採択されたことから追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出全般の共通事項といたしまして、4月の組織改編及び人事異動等に伴い人件費の調整を行っております。

12ページをお開き願います。

2款1項7目自治振興費18節負担金補助及び交付金のうち一般コミュニティー助成事業につきましては、歳入で御説明申し上げたとおり、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業が採択されたことから、加瀬町内会及び東町町内会が実施する事業にそれぞれ250万円を補助するものであります。

13ページをお開きください。

同じく4項2目衆議院議員選挙費17節備品購入費129万8,000円につきましては、開票時間の短縮と開票従事者の感染リスクの軽減を図るため、投票用紙を自動で分類し読み取りを行うユニットを購入するものであります。

17ページをお開き願います。

3款2項8目児童福祉施設費、14節工事請負費226万2,000円につきましては、東部児童館に設置している空調機器の室外機が故障したことから計上するものであります。

同じく9目児童遊園管理費14節工事請負費7,260万円につきましては、森郷児童遊園に設置しているS L、E Lの老朽化が激しいことから、J R東日本をはじめ町内会や関係機関などと協議調整を行い、あらゆる角度から補修を前提に様々な検討を行ってまいりました。

しかしながら、車両の劣化が著しく、配管やボイラー周辺に使用されているアスベストが飛散するおそれもあり、また、E Lにつきましては車両の製造年から判断するとコンデンサーなどに高濃度P C Bを含んでいる可能性が高いと推測され、その処理期限が令和4年3月31日までとなっていることから、周辺住民や公園利用者の安全性を第一に考え、やむを得ず解体し撤去することとしたものであります。また、撤去後は新たに遊具を設置するため、それぞれ計上するものであります。

同じく10目子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、歳入で御説明申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し国において生活支援をおこなうもので、新たに3,622万5,000円を計上するものであります。

なお、18ページの18節負担金補助及び交付金3,390万円につきましては、児童678人分の特別給付金を支給する見込みとして計上しております。

飛びまして、25ページをお開き願います。

11款3項2目公立学校施設災害復旧費14節工事請負費128万円と26ページの11款4項1目民生施設災害復旧費14節工事請負費237万6,000円につきましては、2月に発生した福島県沖地震及び3月と先月の1日に発生した宮城県沖地震の影響により学校給食センター及び保健福祉セ

ンターの内壁や天井等に損傷が生じたことから、それぞれ復旧工事費を計上するものであります。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時45分とします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第24、**一般質問**を行います。

本定例会に通告されたのは10名であります。通告順に発言を許します。

初めに、**15番 遠藤紀子君の一般質問**の発言を許します。遠藤紀子君。

〔15番 遠藤紀子君 登壇〕

○15番（遠藤紀子君） 改めまして、おはようございます。

15番 遠藤紀子です。今定例会には質問事項2点提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

質問事項1点目、「障害者差別解消法」をより推進するために。

障害者差別解消法が2016年に施行され、県も共生社会を目指すため2つの条例を今年4月から施行いたしました。障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も共生する社会づくり条例と手話言語条例であります。

障害のある人への理解は少しずつ深まってきているようには見えますが、当事者にとってまだまだ日常生活の中に困難なことが多いと思います。その困難さを解決するために町ができることを考える必要があります。

そこで伺います。

（1）役場庁舎内には具体的な取組として障害者へどのような対応を行っているのでしょうか

か。

（2）盲導犬を連れて入ることができない店舗が町内にはまだあります。町も事業者に対して理解や協力を求めるよう力を入れるべきではないのでしょうか。

（3）視覚障害の人に対して町の情報を伝えるための声の広報があります。利用者がなかなか増えませんが、町はどう評価しているのでしょうか。

（4）障害者手帳は公共交通を利用する際、提示に不便であります。カード式に変更することはできないのでしょうか。

（5）7月開館の文化交流センターリフノスでは利用する障害者に対してどのような配慮をしているのでしょうか。

2点目です。子ども家庭センター「ぺあっこ」の充実を。

町の保健福祉センター内に子ども家庭センターぺあっこが開設されました。子供を産み育てる環境を整え、その後の健やかな成長を支援する拠点であります。妊娠、出産、子育てのワンストップ相談窓口としても大いに期待されます。町の子育て支援をさらに充実させるために伺います。

（1）プレパパ・プレママひろばや離乳食教室もぺあっこで引き続き開催されると思います。父親の参加を促す工夫が必要ではないのでしょうか。

（2）男女共同参画の観点から父親も参加できる講座や実習がより多く開催されるべきではないのでしょうか。また、託児の体制も必要と思いますが、どうでしょうか。

（3）平成8年建設の保健福祉センターは大分傷みが目立ちます。子供たちや若い親が集まる場所にふさわしい色彩の外壁や内装に変えてはどうでしょうか。また、事故の心配な門柱も配慮すべきではないのでしょうか。

（4）ベビーベッドとベビーバスのレンタル事業があります。チャイルドシートは危機対策課の担当となります。窓口の一本化はできないのでしょうか。

（5）ファミリーサポート事業も子育て支援において重要であります。現在は社会福祉協議会に委託され、事務局も社協の2階にあります。保健福祉センター内に置くべきではないのでしょうか。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、「障害者差別解消法」をより推進するための（1）から（4）、2、子ども家庭センター「ぺあっこ」の充実をは町長、1、「障害者差別解消法」をより推進するための（5）は教育長。初めに、町長。

町長。

○町長（熊谷 大君） 15番 遠藤紀子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の障害者差別解消法の推進についてお答え申し上げます。

まず、（1）の役場庁舎内での障害者への対応についてでございますが、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行され、地方公共団体における対応要領の策定は努力義務とされております。

これを受け、本町においては法律の趣旨や本町の姿勢を職員に浸透させ、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進するため、同年9月に利府町職員対応要領を策定したところであります。

この要領では、障害を持つ方と接する際に個々の状態に応じた必要な支援を行い丁寧に対応することの重要性を明示しており、今年4月にも職員に対して対応要領について改めて通知しているところでありますが、今後も機会を捉え研修会等を開催していく方針としております。

役場庁舎内においては、耳の不自由な方への窓口での筆談対応等の表示をするとともに、総合案内での車椅子の貸出しや歩行者用点字ブロック、身体障害者用駐車場、譲り合い駐車場、駐車場からのスロープの設置や庁舎内のバリアフリー化、多機能トイレとしてのオストメイト設備の設置など、障害者の方々が利用しやすいように努めております。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種会場には聴覚障害の方への対応として手話通訳専用アプリが入ったタブレットを備え付けて対応しているところであります。

次に、（2）の事業者に対する盲導犬の理解や協力への働きかけについてでございますが、平成14年10月に体の不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律として、身体障害者補助犬法が制定され、盲導犬を連れての公共交通機関や公共施設の利用はもとより、スーパーマーケットやレストランなどの一般的な施設への同伴も可能となりました。

しかし、議員御指摘のとおりいまだに理解が不十分であり、一部の施設では受入れ拒否などが見られることも把握しているところです。

本町といたしましては、補助犬使用者からの相談が寄せられた場合には県に報告し、県から施設に対して助言指導を行うこととしております。

また、各事業所の理解、協力を得るため、今後も商工会を通じながら障害者差別解消法や身体障害者補助犬法などのパンフレット配布を行い、障害者理解について周知に努めてまいりたいと考えております。

さらに、事業所だけでなく地域全体の理解を深めるためにも、広報りふやホームページを用いて周知に努めてまいります。

次に、（３）の声の広報についてでございますが、現在町内には45人の視覚障害者がおり、その中で6人の方が声の広報を利用されております。声の広報は視覚障害者の方にとって町の情報を得る有効なツールであることから、広報りふやホームページを通して一人でも多くの方に利用してもらえようPRを行っているところでありますが、なかなか利用者が増えていないのが実情であります。

こうしたことから、町ではこれまでのCD配布に加え、新たな取組として今年の5月号からユーチューブで視聴いただける仕組みづくりを行っており、視覚障害者の方はもちろんのこと、視力が弱い高齢者の方といった新たなリスナーの掘り起こしにもつなげていきたいと考えております。

今後も社会福祉協議会や障害者の関係団体などとも連携しながら、さらに利用が増えるようにPR活動等を積極的に行っていきたいと考えております。

次に、（４）の障害者手帳についてでございますが、障害者手帳は県が作成し交付を行っているものであり、町が様式等を変更することはできません。

なお、議員御提案のカード式への変更については県に伝えてまいりますので御理解願います。

次に、第2点目の子ども家庭センターぺあっこの充実についてお答え申し上げます。

まず、（１）と（２）とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

子ども家庭センターぺあっこにつきましては、妊娠期から子育て期の様々なニーズに対応した総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として今年の4月に保健福祉センター内に開設しております。

ぺあっこでは妊娠、出産、育児に関する相談支援や子育て支援に関する情報の提供、各種講座を開催しており、また、児童虐待や配偶者からの暴力などのDV相談支援も行い、安心して子育てできる環境整備に力を入れております。

また、妊娠や出産、育児への不安を軽減することを目的に開催しているプレパパ・プレママひろば、離乳食教室などの各種講座を定期的で開催し、母親だけでなく父親の参加の重要性についてもPRしているところでございます。

そのため、妊産婦や乳幼児のほか、父親や祖父母など多くの方に御参加をいただいているところです。特にプレパパ・プレママひろばにつきましては、平日のほか土曜日の開催も行い、

父親も参加しやすい環境の整備に努めているところです。

離乳食教室やその他の事業につきましては、平日のみの開催となっておりますが、今後につきましては子ども家庭センター開設時に実施したアンケートを基に休日の開催も検討するほか、父親の積極的な育児参加を促すよう、今後も様々な機会を利用し情報発信に努めてまいります。

また、託児が必要な講座等につきましては、職員や助産師などのスタッフが対応しているところですが、今後につきましてはボランティア等の活用やその育成など、講座に参加しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、（3）の保健福祉センターの外壁等についてでございますが、保健福祉センターは平成8年にオープンしてから既に25年が経過しております。議員御指摘のとおり老朽化や地震などにより外壁等の傷みをはじめ、施設内の様々な場所で修繕が必要となっており、本定例会に提案しております6月補正予算において地震による外壁の亀裂等の修繕を行う予定となっております。

また、門柱につきましては、坂の途中に施設の出入口があることや交通量も多いことから、出入り際には十分な注意が必要となっておりますので、今後利用者の方々には十分な注意喚起を行い、安全に利用できるよう広報に努めてまいります。

次に、（4）のベビーベッド、ベビーバスやチャイルドシートのレンタル事業窓口一本化についてでございますが、チャイルドシートについては交通安全対策の一環として実施している事業で、また、ベビーベッドやベビーバスについては町独自の子育て支援事業として実施しているものであります。

それぞれの事業において自己負担の有無や維持管理方法、また事業目的等の違いなどにより、現在は各窓口での貸出しを行っているところですが、子育て中の保護者が利用しやすくワンストップで貸出しができるよう、現在窓口の一本化に向けて検討を行っているところであります。

最後に、（5）のファミリーサポート事業の事務局の保健福祉センター内への設置についてでございますが、ファミリーサポートセンター事業については保護者の皆様が安心して子育てができる地域社会を構築するため、子育て支援を受けたい利用会員と支援をしたい協力会員がお互いに信頼関係を築きながら子育てについて助け合う事業となっております。

現在、ファミリーサポートセンター事業は町内全域で地域に根差した社会福祉事業を展開し、協力会員の確保を効率的に行えることから、令和2年度から利府町社会福祉協議会に委託しております。

これまでは利用会員に対し協力会員の人数が少なくマッチングに苦慮しておりましたが、社会福祉協議会はボランティア組織や地域とのつながりもあり、協力会員が増加していることから、今後も社会福祉協議会に委託し事業を実施したいと考えております。

なお、町といたしましては、協力会員養成のための専門的な講習会や様々な相談において保健師や保育士等からの専門的アドバイスを行うなど、側面から事業支援と連携を図ってまいりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 続いて、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 15番 遠藤紀子議員の第1点目の（5）についてお答え申し上げます。

本施設は、宮城県から誰もが住みよい福祉のまちづくり条例に定める基準に適合しており、障害のある方にとっても利用しやすい施設として適合証の交付を受けております。

具体的には、車椅子を利用する方々が十分出入りできるように通路幅の確保や出入口等の段差の解消、多目的ホールにおいては2階席に車椅子を利用する方が常時利用可能な観賞スペースを確保しております。必要に応じて1階部分につきましても、スタッキングチェアを取り外すことで観覧スペースを確保することが可能となっております。また、各階には車椅子でも出入りできる広さの多目的トイレの設置をしております。

視覚に障害のある方々に対しましては、正面玄関に音声案内による誘導装置を導入しております。

図書館におきましては、バリアフリーサービスとして図書館資料の取り出しなどの利用介助や日本点字図書館が管理しておりますオンラインサービスを活用して音声資料を提供することとしております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 再質問させていただく前に、少し計画書等々資料を持ってまいりまして提示させていただきますので、議長の許可をいただいております。

それでは、改めまして1点目からお願いいたします。

この障害者差別解消法ができてからなかなか困難なことが多いのですが、特にこの役場庁舎は大切な機関でありますし、障害者の方がよりよく利用されるための大事な場所ですので、なお一層の努力をお願いしたいと思って質問いたしました。職員に対してもいろいろな対応要領というものをつくって浸透に努力なさっているようです。

また、まずは役場庁舎に入ったときに受付というところを通りますけれども、ここに筆記用

具というものがきちんと用意されているのかということでしたけれども、案内の方に聞きましたら特に特別にそういったものは用意していなくて、手元にペンと、あと手作りといいますが、紙を切ったようなメモ帳がありますので、緊急の場合はそれをとおっしゃっていました。

これではなく、きちんと筆記用具がありますということを提示すること、それから、いろいろな障害の方がいらっしゃいますけれども、この筆記用具があるということとか、それから、車椅子も準備してありますけれどもどこにも車椅子ありますという提示がないこと。

やはり、まずはこういったものが用意してありますということを知らせることが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えさせていただきます。

今御指摘いただいた点につきまして、早速確認をさせていただきまして対応してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 即対応していただきたいと思います。

提示も必要ですし、今はマスクをして、それからこういったプレートがあるものですから、非常に高齢者の方も聞き取りにくかったり、いろいろな面があります。ある程度カード等々も示してあげることも1つのツールではないかなと私自身は考えております。

いろいろなことが考えられるでしょうから、特にこの受付という場は非常に大事な場所ですので、そこら辺の対応をぜひ受付の方も含めて、それから、車椅子ですけれども、時々総合体育館で以前壊れていたことがありました。この点検を定期的にしていただきたいこと。

それから、車椅子を押すのはちょっと訓練をしていただかないと、私も母で経験があるんですが、なかなかちょっとした段差も難しいことがありますので、受付の方はもちろん、職員でも年に1回くらいはキャップハンディー講習のようなものですが、車椅子の講習ということをやってみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） 再質問にお答えいたします。

今議員さんから御指摘、提案いただいた受付場所におけるボードの提示、それから車椅子の利用方法、実は今年度障害者の方に対応する研修を既に予定しておりまして、そちらのほうの研修のカリキュラムのほうにぜひ実施させていただきたいというふうに思います。以上でござ

います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 障害者の手帳を持っている方に限らず、高齢者もいろいろな困難をしょうものですから、ぜひ優しい庁舎になってほしいと思います。

今年度の予算で手話奉仕員の養成事業というものがございました。20名程度の定員で行うということで、この手話通訳というのは一遍にできるものではないんですけれども、現在県に登録者が8名いるというお話でした。

これは手話通訳というものを職員の全員がとは申しませんが、例えば外国の人が来たときに英語のできる職員が必要ではないかと以前に質問したことがありますけれども、手話通訳もできる職員を養成する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

手話通訳に関しては、やはり専門的な勉強、それから、もしかすると資格等が必要になるかもしれませんので、今すぐに職員を養成するというのはちょっと困難かなというふうに考えております。

手話の必要な場面は講習会とか研修会とか、そういったものがあらかじめ想定されるものであれば、そういった手話のできる方の要請、動員というのは今後も検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 県も手話言語条例というものをを出しておりますし、やはり1つの外国語と同じような扱いで、せつかくこの予算で養成事業も始めるものですから、ぜひその辺で興味のある職員を養成していただきたいと思います。

2点目の盲導犬の理解、協力の件ですけれども、相変わらず頑なに盲導犬はペットと同じですというような感じでお店に入れていただけないということがあります。以前、二、三年前、平成30年でしょうか、私この差別解消法について質問したときに、そのお店に対しては商工会に申し入れていきますという答弁がございました。しかし、いまだにこの盲導犬に対する無理解といいますか、なかなか進んでいないのではないかなと思います。

改めてその法律があることを、この差別解消法という法律でペットと違うことということをしっかり商工会のほうへもさらに強く要請していただきたいと思いますが、この法律があるん

ですよということを理解していただかなければならないと思います。

ですから、ぜひブルーの入店のマークですか、この庁舎にもついておりますけれども、こういったものが広がりますように改めて商工会にこの法律というものを理解していただくために申し入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

前に遠藤議員から平成30年12月の一般質問で質問があったときに答弁しておりますけれども、商工会のほうでパンフレット、チラシ等を事業者のほうに配布しているということと一緒に、アンケート調査というものを実施しております。

その中で、身体障害者補助犬法について認識しているかということに対する回答につきましては、65%の方が認識しているということで、35%の方が知らないとか認識していないという回答がありました。

確かに皆さんが知っているということではないので、議員おっしゃるとおり今後も商工会と協力しながらこういった法律がありますということの認識を深めていけるように努めてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 数か月前の新聞にこのコロナ禍で盲導犬がますますペットから移るのではないかというようなうわさが立ったり、あるいは声がけをしていただくことがなくなったとか、あるいは目の不自由な方は商品を触ってしまうので、触って目の近くで見たいというようなことがあって非常に偏見の中で苦しんでいるような新聞記事もございました。

ぜひこの盲導犬への理解ということ、盲導犬の方たちのお話を伺いますと、非常に衛生とか、それからいろいろなワクチンですとか、気を遣って盲導犬と一緒に過ごしていらっしゃいます。

この盲導犬というのがペットと違うのだということを分かってもらうためにはやはり子供の時代から理解していただくことが大切だと思います。道を歩いていて盲導犬、割合大きいですから、怖がったり、子供たちがそういった反応をする場合も私も見ておりますが、ぜひ子供のうちからこの盲導犬への理解というものを学校教育あるいは幼稚園、保育園の小さな子供のときからペットとは違うんだという教育をしていただきたいと思います。

この差別解消法というものがどういうものであるかも含めて、盲導犬の理解というものを深めていただくとより盲導犬を連れた方が暮らしやすい世の中になるのではないかと思います。

この子供への教育についていかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

学校のほうでも特に小学校を中心としまして盲導犬を招いての教室とか、そういったものを開催しております。また、学校生活の様々な機会を捉えまして、障害のある方に対して御理解いただけるように取組のほうを進めている次第でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ子供たちの理解が大人にも広がっていくことと思います。

この利府町には2頭の盲導犬が活躍しております。比較的多いほうだと思いますので、その方たちも協力していただけたらと思います。キャップハンディーの教育の一環としてぜひ取り入れていただきたいお思います。

（3）の声の広報についてですが、先ほども町長からお話がありましたように6名の方ということで、障害者手帳を持っている視覚障害の方が45人ぐらいいらっしゃるということでしたが、これはもう声の広報はもう20年を超えた団体でございます。

非常に頑張ってやったださっているし、3年ほど前でしょうか、町の表彰も受けて十分に評価していただいていることは分かりますけれども、この声の広報の方々が6人ということで、人数の問題ではないんですが、この使っていらっしゃる方はとても喜んでいらっしゃると思いますが、この頃では県の県政だよりも音声でできますというようなものができております。

ですから、音声読み上げ機能ですか、カタログポケットと書いてありましたけれども、こういったものができると私たちは必要ないんじゃないのというようなお声もありました。非常に緻密な作業をしてCDに起こしてくださっているわけですし、それから、このCDを使っている方はプレクストークという機械ということでCDをかけて重要なところを聞き逃したところはもう1回そのところで聞けるとか、それから、音声をゆっくりめにできるとかという機械が貸与されているようで、非常にいいとおっしゃってくださっています。

ただ、この方たちが、6名の方たちですけれども、その反応というのがこの声の広報の方たちに伝わっていないということなんです。ですから、声の広報をやっている方たちも自分たちが一生懸命やっていることが受け取る方にどんなふうに思われているのかということがまだ伝わっていないということで、その反応をお聞きしたいということもありましたけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、御質問にお答えいたします。

個別の利用者の声を吸い上げるということは非常に大事な事かなというふうに思います。この間、たまたま町のほうに利用者の方からすごく助かっていますという感謝のお手紙を頂きまして、早速団体さんのほうにはお届けをしたところでございます。

前から利用者の方々と町と三者で意見交換会なども実施したいというような御要望もありました。しかしながら、今コロナ禍の中でちょっと開催は見合わせておりましたけれども、今後この辺収束してまいりましたらぜひ意見交換会、顔の見えるような形で開催できないかということで今模索をしているというところでございます。

また、今社協さんと連携して配布のほうもさせていただいておりますが、例えば声を吸い上げるためのアンケート調査ですとか、そういったものも検討させていただきながら対応してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） さらに、町の広報紙もユーチューブを通じて音声で聞けるように、5月号からですか、そのようになっているという話でした。やはり高齢者の方も障害のある方もいろいろな情報を取るのには広報紙とか、あるいはホームページというお話がありました。

ユーチューブで聞くときにはもちろんこの声の広報を吹き込んだ方の声が入っているそうですので、その辺も声の広報の皆さんの努力というものがこのユーチューブで聞くことができるというのは非常にいいことだと思います。

ただ、このユーチューブに入ってそういう声が聞こえるということが肝心の高齢者とか障害を持つ方に伝わっているのだろうかということが一番のことです。ですから、ぜひこれを広報紙に載せてもなかなか難しいことなので、できれば回覧板等々を利用してこういう利用の仕方ができますという、その方たちに届くような情報をぜひ工夫して届けられるような、こういう方法で音声で聞くことができますということを届けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

今御意見いただいたように、このユーチューブにつきましては先々週あたりから試行的にアップをさせていただいたということで、現在まで5月、6月号の再生回数が合わせて100回を

今超えているような状況でございます。

浸透はこれから図っていききたいなというふうに考えております。もちろんホームページですとか広報紙、あらゆる手段を工夫しましてPRをしていききたいと思えます。

まず、その障害者あるいは御高齢の方もなんですけれども、御家族の方にまず分かっていただいたり、それでもってこういったものがあるんだなということを確認していただくための手段をいろいろ考えまして、周知を図っていききたいと思えます。

あわせて、団体さんがこういった活動を精力的にやっていたらということ町民の皆さんにも知っていただくために、その活動の様子なども一緒にあわせて紹介していければなというふうに考えておりますので、今後さらに積極的にその辺周知を図ってまいりたいと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ今の御答弁どおりに進みますようお願いいたします。

私ども高齢になってまいりますと、それこそ障害も持ってくるわけですので、ぜひこういうツールがあります、音声とかいろいろ障害とか高齢者でいろいろな困難を抱えてくる人たちへのサービスというものは、ぜひ例えば障害者の総会ですとか老人会の総会ですとか、そういった場が1番利用できる場所ではないかと思えますが、そういった利用の仕方というのはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

今御意見いただいたことも十分踏まえまして、関係団体、社会福祉協議会であるとか福祉センターですとか、そういったところとも連携して進めていきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） そこで、3月に音声の立派な障害者計画とか、それから地域福祉計画が出ました。ここにQRコードが出ていて音声で出ますという、ユニボイスと書いてありますけれども、これが各ページについてあります。ちょっと事務局に頼んで私も聞いてみましたけれども、これは誰のためにあるのかなと思えました。

障害者の計画も障害者の方たちには行っておりません。町民全体には概要版というものが出ましたけれども、それにはこれについておりません。ですから、例えば障害者の計画について誰がこれを利用するの、それから、地域福祉計画も誰のためにとというようなことが私は非

常に疑問に思いました。

ましてや、この地域福祉計画も民生委員さんとか社会福祉協議会、どっさりアンケート調査とか出ておりますけれども、民生委員にも渡らないということでした。このQRコードとはちょっと離れますけれども、肝心の方たちに渡らない計画書って何なんだろうと。これは何のために、誰のためについているのと疑問に思いましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

このQRコードにつきましては、そういった視覚障害者の方たちが閲覧したいとか、そういった場合について活用するという形でつけさせていただいております。

ただ、議員おっしゃるとおり肝腎要の方たちに配布されていないという状況がありますので、今後この計画書についてはいろいろ関係する方たちにも見ていただけるような体制整備ということに努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 非常に進んだこのQRコードを使うというのは非常に時代に即した進んだものですので、立派なものですから個人個人に渡すのは無理でしょうけれども、せめて配布は無理ですけれども、庁舎内のどこかとか、あと社会福祉協議会、福祉センターとか、あるいは今度できる図書館にはもちろんこういうものをきちんと置いていただきたいし、こういうものがありますというものを宣伝していただきたいと思っておりますが、改めていかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

そういった場面も活用しながら、障害者計画だけではなく、利府町には様々な計画がありますので、そういうところで閲覧できるような形に努めていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひこういう時代最先端のものは活用していただきたいと思っております。できれば総合計画に欲しかったなと思っておりますけれども、総合計画にはついておりませんでした。

（４）の障害者手帳をカード式にできないかです。ミヤコーバスに乗ったときに大体は盲導犬も連れてくるし、例えば白杖も持っているしなんていう状態ですけれども、きちんと障害者手帳を見せてくださいという運転手さんがいるんだそうです。

ですから、そういったときに、もちろん大事なもので手に持ってなんかいないし、バッグか

ら一々出さなければならない、後ろから来る人に舌打ちされるというような状況があるようです。

ですから、運転手さんはきっとマニュアルどおりにきちんと手帳を見せてくださいとおっしゃるんですが、やはり見たところ分かる方についてはバス会社にはぜひそういうことを、マニュアルに沿ってではなく、明らかに障害があるという方にとってはそこまで要求しなくてもというようなことをちょっと話し合っていたきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員おっしゃるとおりだと思っておりますので、こちらから働きかけていきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひお願いいたします。

このカード式というのは、何か国はもうカード式にしてもいいですよという話になっているそうなんです。ただ、宮城県はそれに乗っていないので、町長、ぜひ宮城県のほうにそういった利便性からもスイカのような形で使えるようですから、このカード式に、もちろん手帳はいろいろ大切なものが入っているものですから、こういったただ見せればいいだけのカードというものを県のほうで検討してほしいと強く申し入れていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員おっしゃるとおりですので、強く求めていきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 期待しております。

文化センターの件です。文化センターはプレオープンというものはないようではございますけれども、7月1日までにはまだ日にちがあります。障害を持つ人たちのためのスペシャルデーみたいなものを、いろいろな機能をつけていただいてもこういうものがありますということが障害を持つ方に分からなければ何もならないわけですし、そういった方たちに一度見ていただく、使っていただくことによって使いづらいつ点も浮き出てくるのではないかなと思っております。図書館にはデジタルサイネージという大きな画面、それからデジター図書館というものが音声で資料提供できるとホームページに載っておりました。

こういったことも含めまして、やはり障害を持つ方も自由に使えるというか、本来でしたらワークショップの段階で障害のある方が入って、その方たちの意見が出るとよかったですけれども、私たち3月に見せていただきましたけれども、障害者の視点というものはちょっと欠けていたような気がいたします。改めて一日障害者の方をお招きして使っていただくというようない日をつくっていただけないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

現在、オープンに先立ちまして一般の方々に見学等を御案内しておりますけれども、ただいまの議員のお話を伺いまして、今後関係部局と連携しながらそういった障害をお持ちの方に対してもプレオープン前にできるかどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ誰でも使える図書館ということで優しい図書館にしていきたいと思いますが、特にあの辺の道路も点字ブロックが消えているところとかありますという御意見も伺っておりました。建物そのものではなく、やはり点字ブロックですとか、あと町民バスの待つところも屋根がないとか、いろいろな話も伝わっております。周辺の事情もぜひいろいろと考慮していただきたいと思います。

2点目に入ります。

この父親の参加ということですが、来年の10月から施行される改正育児休業法というのですか。男性版産休と言われているそうです。8週間以内に夫が4週分取れるということで、育児に関して男性の参加を国も一生懸命進めております。

1問目のプレパパ・プレママひろばですが、お話にありましたように離乳食の教室は土曜日はなかったということですし、それから、プレパパ・プレママひろばは4回ありますけれども、そのうちの1回だけが土曜日ということでした。

ですから、やはりそもそも土曜日というものを使っていただかないと父親は参加できないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） 御質問にお答えします。

確かに土曜日は1回しかない状況なんです。平日と土曜日のところの父親の参加を見ますと、平日においても父親の方が参加していただけているというような状況もあります。町長の

答弁にもありましたが、これからは様々なニーズの意見も参考にしながら、そういった土曜日の開催についても何日か入れられるかどうかについて今後課題として検討していければと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） プレパパ・プレママというのは非常に大事な事業だと思います。過去3年のところを見ましても若干増えているかなとは思いますが、それでもまだまだ参加は少ないと思います。ぜひこういったことが、例えばお風呂へ入れるとか、小さな生まれたばかりの赤ちゃんをお風呂に入れるのはうちの夫はどうとうできなかつた人なものですから、そういったこととか、例えば揺さぶってはいけないとか、赤ちゃんの育て方にはいろいろなルールがありますし、一度でもこういったものに参加すると自信が違うと思いますし、お母さんの安心にもつながると思います。ぜひ男性の参加というものをいろいろと工夫していただきたいと思います。

それから、2点目の講座等々のお話をいたしますけれども、今回共用娛樂室、お風呂がなくなりまして高齢者のカラオケもなくなりました。あそこは畳の部屋ですので、とても例えば赤ちゃん連れとかいう方たちには寝かしておくこともできますし、いい場所だと思います。今は健康マージャンですとか介護予防教室とか、いろいろ計画なさっているようだけれども、ぜひあの場所をいろいろなイベント、父親も参加できるようなイベントをやっていただくといい場所ではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

保健福祉センターにつきましては、高齢者棟と福祉棟ということで、建てる際に分かれていまして、今お話をいただいた部分については高齢者の部分の棟という形になっております。活用については畳も大分古くなっておりますので、赤ちゃんとかそういった方たちも一緒になるという場合はその部分の改修も必要になってきますし、あとは、その目的じゃない部分についての活用とかもいろいろありますので、そういったところについてはどういった形でできるかも含めまして確認作業を進めさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ広い部屋があるわけですから、父親が喜ぶような、夫婦そろって出席できるような講座等々ができますことを願っております。

今、男性が育休を取る、大手が多いんですけれども、国も中小企業も取りなさいと非常に進めている段階です。お父さんが子供連れでこの福祉センターを訪れることも増えてくると思います。

このときに男性のトイレにおむつ交換のベッドなどは今は置いていないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

トイレのスペース等もありますので、なかなか男性側のトイレの中にそれは今現在置いていないところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） このおむつ替えのベッドとか、それから授乳スペース、これはママたち向けばかりですので、男の方がミルクを作るのにお湯をもらうのにその授乳スペースへ入るのに職員の監視の下に入ったなんていう記事が先日載っておりました。

ですから、パパも利用するという視点でぜひこのおむつ替えとか授乳設備、ここら辺も福祉センターに必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員さんの御意見を参考にしながら、こういった形でそういったスペースを設けられるか検討させていただければと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ男の方も来やすいものをお願いします。

それから、託児のグループですけれども、仙台の講座なんかは申込みのときに必ず託児を希望しますかという欄があるんです。以前というか、大分前になりますけれども、利府町は盛んに託児サークルがあったんです。3年ぐらい前に生涯学習で親子の事業をやったときに塩釜から託児グループをお願いしました。町で何で託児グループがなくなってしまったのか分からないんですけれども、ぜひ町が主導してグループをつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

現在コロナ禍ということでなかなかそういった機会を設けるのは難しいんですが、議員の御意見を参考にしながらボランティアの育成という面で対応していければなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 多分幼稚園や保育園の先生をやって今仕事をなさっていらっしゃる方も多いでしょうから、ぜひ人材を掘り起こしていただきたいと思います。

3点目の保健福祉センターですが、地震でも大分傷む施設ですけれども、やはり今の施設はちょっと暗いですね。相談にも訪れるものですし、今職員たちが一生懸命いろいろなものを紙を使って装飾等々をやってくださっていますけれども、やはり内面だけでも明るい色の、今は年寄り向けだなと思っているんですが、ぜひ明るい色とかそういったものを、取っ手だけでもいいです。ブルーがあったり赤があったり、そういう取っ手1つでも違うと思いますので、その辺を心して塗っていただきたいと思います。

門柱ですけれども、あそこは本当に坂道で、下からだと坂から上がってくる車があって、割合に門の前のほうまで出ていかないと、ミラーも道の向かい側にありますけれども、子供をベビーチェアに乗せて、もう1人乗せてみたいなお母さんたちも親もいるわけですから、かなり前のほうまで出ないと左右が見渡せないんです。

ですから、提案ですけれども、センターから出て右側の塀、あれは私は逆にないほうが見通せるのではないかと思うんです。若干あの辺を変えていただくという工夫をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

最初、左側のほうもたしか同じようなブロック塀だったんですが、利府高校生が結構自転車でスピードを出すというところで、そこは見通しがいいような形で改修しておりますので、今現在そういった事故はないところではございます。

左側のほうの部分につきましては、なかなか予算もかかるような見積りにもなっておりますので、もうしばらく検討ということで時間をいただければなと思います。

ただし、利用者の方につきましては周知をしながら安全運転、出入りについてはというところでは引き続き声がけをしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 利府高の生徒は今きっちりと自転車を押していますので、自転車の心配は今見事にみんな歩いて行ってくれます。ただ、やはり門はあの辺は工夫する必要があると思いますので、一度ぜひ町長も御自分の目でちょっと確かめていただきたいと思います。

4番のこの一本化というのはぜひお願いしたい点です。

5番のファミリーサポートですけれども、これは子育ての隙間を埋めてあげる事業でもあります。社協の2階ということになりましたけれども、担当者が1名入るとか、事業そのものを持っていく必要はないんですけれども、このほど新しくできました新中道のあの辺の方たちも会員になりたいという希望があって、特に県外からいらした方がいらっしゃるんだそうです。ちょっと心のよりどころを求めているような要望もあるようですので、ぜひこのサポーター、協力会員を増やす努力もしてくださっているということですし、割合私も含めて高齢の人が多いものですから、心のサポーターもできるかなという気持ちもあります。

ですから、この福祉センターの中に少し事務局の一部でもいいですからそういった機能を置いていただくこと、それから、このファミリーサポートの制度がなかなか知れわたらないということがあるものですから、ぜひ福祉センターにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

今現在、社会福祉協議会のほうに委託したことにより、30名増員ということで協力会員、利用会員、両方会員ということで、とてもいい形に増えております。また、利用される方たちもすごく今コロナ禍の中でなかなか大変な方たちもすごく理想的な形で相互の支援、連携が図られているなというところを確認しております。

我々行政としましても、福祉センター、健康推進課の領域内で両輪なので、そういったところの部分について一緒に推進しながら利用会員とかが増えるような体制を整えていければなど考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、15番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時50分とします。

午前11時40分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 渡邊博恵君の一般質問の発言を許します。渡邊博恵君。

〔2番 渡邊博恵君 登壇〕

○2番（渡邊博恵君） 2番、新人会派TEAMガンバリ府の渡邊でございます。本日は私の選挙公約にある環境問題について質問させていただきます。2点通告しておりますので、通告順にお願いいたします。

それでは、始めます。

1番、きれいで安心なまちづくりのために。

本町は丘陵地や海、河川といった自然環境に恵まれ、快適で暮らしやすい町であります。しかし、町内には不法投棄があり、また、道端や側溝にポイ捨てされたごみ、たばこの吸い殻等が見られ、とても残念であります。それらは町の景観を損なうだけでなく、その廃棄物によって有害物質が地中に浸透し、土壌や地下水を汚染するなど、環境破壊にもつながっています。

世界の共通目標である国連のSDGs、持続可能な開発目標ではゴール12、つくる責任、使う責任などにも関連しており、一人一人がルールを守らないことで環境に大きな影響を及ぼしています。

そこで、以下、町の不法投棄、ごみのポイ捨て等の対策についてお伺いいたします。

（1）昨年度の不法投棄の現状はどうだったでしょうか。

（2）河川へのごみ対策はどうでしょうか。

（3）不法投棄、ポイ捨て等を抑制するため監視カメラを設置してはどうでしょうか。

（4）「まち美化アダプト・プログラム」というものがあります。それは住民と行政の協働で行われる地域密着型の清掃活動であります。まち美化効果やポイ捨て防止効果につながりますので、町でも導入を検討してはどうでしょうか。

2番、公共施設の維持管理と点検について。

子供が遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行動であるが、予期しない遊びをすることも考えられる。4月に白石市で痛ましい事故がありました。県教育委員会が各市町村に対し、運動具、遊具、プール、フェンス、教室の窓枠、手すり等の校舎内外の施設や設備を対象に安全点検を要請したとの新聞記事がありました。我が町はスポーツの町であり、学校施設以外でもしっかりと点検をするべきであると思います。町も私たちも年齢を重ね、公共施設が

続々と耐用年数を迎えているのではないのでしょうか。

そこで、これからの安全・安心のための町の対策をお伺いいたします。

（１）県教育委員会から点検の要請により行った結果はどうであったのか。

（２）学校以外の公共施設の日常点検や定期点検はどのように行われているのか。また、その頻度はどうでしょうか。

（３）公園の遊具の点検状況と事故があった場合の対応はどうでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。１、きれいで安心なまちづくりのために、２、公共施設の維持管理と点検についての（２）、（３）は町長。２、公共施設の維持管理と点検についての（１）は教育長。初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） ２番 渡邊博恵議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目のきれいで安心なまちづくりについてお答え申し上げます。

まず、（１）の昨年度の不法投棄の現状についてでございますが、近年本町では不法投棄が増加している傾向にあり、昨年度は冷蔵庫やブラウン管テレビ、タイヤやバッテリーなどの廃棄時に費用が発生する廃棄物を含め、延べ約370件の不法投棄があり、地域住民の皆様や環境美化推進員から報告を受け、その回収を行ってきたところであります。

また、不法投棄される主な場所につきましては、比較的人目につかない山林や道路、堤防敷きとなっております。

次に、（２）の河川へのごみ対策についてでございますが、町が管理する河川では日頃から定期的にパトロールを実施し清掃を行っているほか、宮城県が管理する河川に不法投棄等が確認された際には、町の職員が現場を確認した上で県の担当に連絡し、双方で連携しながら対応しているところであります。

さらには、利府町河川愛護会の皆様による環境整備も実施されており、年に数回河川や水路等の除草に合わせて清掃活動に協力をいただいております。

次に、（３）の監視カメラの設置についてでございますが、町では塩釜保健所から定期的に監視カメラを借用し、不法投棄の多い場所に設置しております。不法投棄やポイ捨て防止に一定の抑止効果があることから、今後も監視カメラの設置を継続していきたいと考えております。

次に、（４）のまち美化アダプト・プログラムについてでございますが、アダプト・プログラムは住民と行政とが協働して進める新しいまち美化プログラムであり、一定区間の公共の場

所を住民が我が子のように愛情をもって環境美化を行い行政がこれを支援する仕組みで、住民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップの下で地域の美化を推進するものであります。

現在、本町では6月と9月の年2回、町民の皆様による全町一斉清掃日を定め、利府クリーンアップ大作戦として清掃活動を行っているところです。また、イオンモール株式会社など町内の事業所や利府町産業振興協議会などの団体による独自の継続的な清掃活動を行っていただいております。

さらには、各町内会の環境美化推進員が清掃活動や情報提供など、地域における環境美化運動を推進していただいております。町ではそれらの活動を支援することで議員御提案のまち美化アダプト・プログラムの仕組みの一部が既に構築されているものと考えております。

県内の市町村におけるアダプト・プログラムの導入実績は現在のところ少数のようですが、環境美化推進のため導入市町の事例を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の公共施設の維持管理と点検についてお答え申し上げます。

まず、(2)の各公共施設の日常点検及び定期点検の状況についてでございますが、日常点検につきましては各施設の管理委託業者や職員がチェックリスト等により目視等で随時行っており、異常があった場合は口頭や業務日誌等で報告を受けております。

また、定期点検や保守点検については、点検頻度や点検内容等が各法令等で定められており、建物や設備については専門的な知識や必要な資格を有する業者に依頼し、それぞれの点検を実施しているところであります。

最後に、(3)の公園の遊具点検状況についてでございますが、本町が管理している公園のうち遊具を設置している公園は、児童遊園を含め78か所で、266基の遊具が設置されております。これらの遊具につきましては年に1回都市公園における遊具の安全確保に関する指針等に基づき定期点検を実施しており、その結果に応じ修繕または撤去を行うなど、適切な維持管理に努めているところでございます。

次に、事故があった場合の対応についてでございますが、定期的に点検を実施し予防保全に努めているため、幸い近年事故の報告は受けていません。万が一遊具等に起因する事故等が発生した場合には、速やかに担当が現場に駆けつけ、被害者の方に対し真摯に対応することが重要であると認識しており、危機管理対応を徹底しているところであります。

なお、町では総合賠償保障保険制度に加入しておりますので、施設に瑕疵等が認められた場合、この制度を利用して保険金が支払われることとなっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 2番 渡邊博恵議員の御質問の第2点目の（1）についてお答え申し上げます。

白石市での事故発生の報道後、すぐに町内全小中学校に対して学校施設の緊急点検をするよう指示を出しております。問題なしという報告を受けております。

その日の夕刻に県教育委員会から学校施設設備の安全点検の徹底等についてが通知されたことから、4月30日、校庭に設置してある支柱等を含めた施設設備を再度点検いたしました。その結果におきましても異常はありませんでした。

さらに、宮城学校安全基本指針を小中学校長宛てに通知し、改めて学校の安全管理に努めるよう指示をいたしております。

なお、5月12日、県より学校施設における防球ネットの安全点検状況調査の通知があり、再度各小中学校において調査を実施いたしましたが、異常はございませんでした。

今後も町教育委員会と学校が連携し、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるように努めてまいります。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ここで昼食のため、休憩とします。

再開は13時0分とします。

午後 0時00分 休 憩

午後 0時55分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 渡邊博恵君の一般質問を続行します。

当局の答弁に対し、再質問の発言を許します。渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、（1）年間の不法投棄の現状ということで町から先ほど説明をいただきました。年間に延べ約370件の不法投棄ということで、私としては大変驚きました。本当にこんなにあったのかと思います。ごみのごみを呼び、ひとたびごみが捨てられると、その場所が何度も新たなごみを呼び、不法投棄であれば多大なる処理費用がかかっていると思います。

不法投棄は町の美観を損ねるだけでなく、その廃棄物から出る有害物質が地中に浸透し、土壌や地下水等を汚染し環境破壊を招きます。また、不法投棄に係る多額の費用は税金によって賄われています。不法投棄をする者が支払うべき対価を私たちの税金で賄っていることとなりますよね。ルールを守らないことで環境に悪影響を及ぼすだけでなく、私たちの税金も使われてしまうのです。これは大変ゆゆしき問題です。

不法投棄については国による法律が昭和45年12月25日に制定されており、規制とともに罰則も設けられています。廃棄物処理法により5年以上の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となっております。生ごみ、紙くずを山林へは罰金10万円、家電、自転車、部品30万円、テレビ、洗濯機、ソファ等を生へでは50万円となっております。不法投棄は犯罪であります。行政と住民が一体となり環境問題に取り組んで成果をと願います。

それで、延べ370件の不法投棄があったということですが、町としてはこれにかかった処理費用がどれくらいであったのかをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えします。

昨年度370件ということでございます。処理費用については重さではなくて不法投棄されている物によって単価が違ってきます。一番高いものとエアコンとか冷蔵庫というものがございまして、トータルで昨年度、令和2年度449万7,903円という費用がかかっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 本当に税金でこういうものを処理していただいているということをあまり皆さん意識なされていないと思いますので、この処分料が税金で賄われていることの周知をどこか何かの折に何か本当に皆さんに発信していただいて、あと、見つけた人が通報しやすいように、これは犯罪ですので、罰則がありますとかといろいろな看板があるんですけども、私的にはどこに連絡したらいいか、皆さんスマホを持っていらっしゃると思うので、すぐ連絡先が分かると例えば見つけたときに役場のどこに電話すればいいのかなと思うんじゃないかと、そういうところがあるといいかなと私としては思いました。私自身も去年団地の外れの斜面の草むらに不法投棄があったので町に連絡して処分をしていただきました。

すごいそういう何か本当に多分もうそういう人は見えないところ、見えないところと夜になって捨てると思うんですけども、拾えばいいという問題ではなくていかに捨てないかという

ことがすごく大事だと思うので、今まで町はそのような不法投棄に対してどのような対策を行ってきたのか、あればお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

電話等の連絡先という部分もございますし、かなりあちこちに不法投棄に関する看板が出ていますが、かなり古くなっているもの、見えなくなっているもの等もございますので、そういった部分は点検しながら対応していく部分と、連絡先という話もございましたので、そういったものも今後検討していきたいというふうに考えております。

そのごみの不法投棄の量的なものに関しても、内部で検討させていただいて、町民に知らせていくような体制は取っていききたいとは思っておりますが、ちょっと検討させていただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 本当に多分この数字は本当に表面的であって、もっともっと皆さん住民自身何かもしかしていろいろなことで困って処分していらっしゃる方もいらっしゃるのではないかと思いますので、広くそういうことを本当に皆さんにしないような感じ、誰かが見ているぞとか、草むらを刈って、ここはきれいだからもうごみがない状態で捨てられないような状態をつくっていただきたいと思います。

では、（2）市街地を流れる河川のごみ対応と対策についてですが、こちらは町が管理する河川はパトロールしていただいとあるんですが、町にいっぱい川がありまして、どこが町の管理だか、どこが県の川の管理かは私たち一般住民にはちょっと分からなくて、私自身も川に不法投棄を見つけました。それが利府町のその中に走っている川だったので町に問い合わせたら、それは県の管理だよということでそちらのほうで処理していただきましたけれども、一般住民からしたら利府町の川がこれが県のあれだよなんていうことは分かりませんよね。

それで、やはりいろいろなそこにも看板があったんですけども、何か少しそういう私としてはどこの河川を町が管理してこういうふうにパトロールをして清掃を行っているのかをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

町の管理している河川と県が管理している河川ということなんですけれども、どちらも河川

にはなっておりますが、不法投棄の担当課と調整しまして河川敷の公園利用者とかが分かりやすいように、通報しやすいよう、連絡先が分かる看板の設置をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 町からの先ほどの説明で、あと町の都市マスタープランには市街地を流れる河川は河川愛護団体と協力しながら清掃活動、堤防除草活動を推進し、都市環境に潤いをもたらす親水空間としての保全に努めますとあります。私は河川愛護団体というものが初めての固有名詞だったので、これはどういうものかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 河川愛護団体というのは、町内の12の町内会が東部6地区、西部6地区に分かれて活動しておりまして、河川の除草作業やごみ拾い等の清掃活動を行っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それは年に何回というか、やはりとても青麻神社の近くの榎川とかきれいな川があって、グランディの下で川遊びをするところがありますよね。駐車場があってトイレがあるところ。お子さんがみんな来ていろいろな遊ぶところの上流側に私が先月いっぱいごみがあったので拾いたいと思ったんですが、あまりにも5メートル下のところに行けずに、担当部署にお願いしました。

そういうふうにやはり環境問題的に言えば本当にそういうプラごみ、プラごみと言われてい
る中、皆さんスーパーの袋、コンビニの袋に入れたままお弁当を食べたままを川に捨ててあるのをいっぱい見たときに、大変心が痛みました。

そういうところで、やはり年に1回とかではなくて、何かそういうところをきれいにしていて、本当にきれいな川のまま、きれいな海のまま未来の子供たちにと私は強く願いますので、そういうものはやはり町のどこにお願いしたらいいかというのは私は仕事柄すぐ役場に電話できるので、あと、やはり新しい看板がついていないと役場はここを本当に管理するのに形だけかなと思うので、新しい看板をつけていただいたところもあります。私のごみで困っていて。そうしたら、すごい大きなごみが減ったので、少し看板も工夫していただいて、そういうふうにしていただけると少しごみが減るのかなと思いますし、何か通報しやすいんではないかと思いますが、その辺お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えします。

先ほど榎川という話もございました。河川ということで県の管理、町の管理というのがあるという話もさせていただいております。基本的に二級河川と呼ばれる砂押川、勿来川は県の管理、それ以外は町の管理という形になります。

それに関する看板の設置、こちらについても先ほどお話ししたとおり町のほうで点検をさせていただいて、古いものは順次交換したり、あるいはその連絡先等もできるだけ表示をつけたものを検討していきたいなというふうに考えておりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） よろしく願いいたします。

それでは、（3）監視カメラの設置についてです。不法投棄、ごみ捨て等の監視カメラの設置なんですけど、私はゴールデンウィークが終わった後に榎川で多大なる不法投棄を見つけました。それも町の駐車場から下の榎川に大きな大型冷蔵庫、それからオーディオのデッキ、それから窓枠、ガラスの破片がいっぱいありまして、担当部署と何回もやり取りしていただきましたのでそちらのほうで処理していただいたんですが、あの深さを本当に業者さんをお願いして引き上げてもらうという作業が本当に大変なことではないかと思うんですけども、例えばそういうふうに大変なところというのは契約している会社さんとか、何かそういう仕事をしてもらっているところに委託しているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

基本的には清掃会社と年間の契約をさせていただいております。先ほどもお話ししたとおり、物によって1個当たり幾らという形で単価で契約させていただいております。それについて町のほうで支払っているということになりますので、基本的にその深いところとか拾いやすいところとかという契約ではなくて、基本的にはその物によって、処分費がかなり高いので、物によっての単価の契約でやらせていただいているというのが現状でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、不法投棄の件は終わりました、ごみ、ポイ捨て等の対策についてお伺いします。

こちらのほうもいろいろ私はそちこち自然環境が大好きで、いろいろなごみ拾いをしながら

見て回るんですが、今ポイ捨てされたごみが町中にいっぱいあります。かなりいろいろな団体がごみ拾いをしていると思うんですが、あまりにもひどくて、拾っても拾っても、特にひどいのがポイ捨てされたたばこです。こちらのほうがあまりにもひどくて、こちらのほうはポイ捨てたばこから出るニコチンの凶悪さについてということで調べてまいりました。

ポイ捨てされるとたばこの吸い殻は雨水で濡れたり河川へ流される間にたばこの葉の部分は拡散し、フィルター部分だけが切り離されて残ります。このたばこフィルターはそのままの形で環境中に存続し続け、2年たっても38%ほどしか分解されず、完全に分解されるまでには最長13年ほどかかるという研究があるそうです。

軽くて小さなたばこの吸い殻は、ポイ捨てされると雨水で流されたり、風で吹き寄せられたりなどして、排水溝のスリットから河川へ流れていきます。そして、海へ至り離岸流で沖合へ漂流していったり海岸へ打ち上げられる。

たばこ自体に健康への被害があるように、廃棄物である吸い殻には当然ですがニコチンのほかにヒ素、鉛、銅、クロム、カドミウム、発がん性物質を含む多環芳香族炭化水素などの非常に毒性の高い物質が濃縮されているそうです。

これのたばこのフィルターが大変環境汚染として実は、プラスチック、プラスチックと騒がれておりますが、環境汚染の原因となる物質としてプラスチック製のストローやレジ袋に対する風当たりが強まる中で、それ以上に大きなプラスチック問題を表示させながら規制をすり抜けている汚染物質がたばこの吸い殻そのもののフィルターです。

プラスチックフィルターが含まれるたばこの吸い殻は捨てられる量が世界一日本が多いと言われております。たばこのフィルターは生物分解可能な素材でできていると思われがちですが、実際にはプラスチックの一種の酢酸セルロースが使われております。分解されるまでには10年かかる。EUではこの隠された問題への対応に乗り出したそうです。

それで、よりよい環境を未来につなぐために知っておきたいプラスチック問題ということで、宮城県政だより、去年の11月・12月号にプラスチックごみのことが載っていました。ポイ捨て等のごみが川から海へということで、そのごみは波や紫外線などで5ミリ以下のマイクロプラスチックになります。マイクロプラスチックは海の生物に大きな影響があります。

マイクロプラスチックごみは回収不能なため、海で粉碎されてしまう前に陸で回収しておくことが大事であります。それを町中にいっぱいごみがあるんです。取っても取っても、拾っても拾っても拾い切れない。そういう中で、私としてはあのさきの不法投棄ではないんですが、

監視カメラを、そんな町中の住宅地につけろというんじゃなくて、人目のないところにどうしてもごみの不法投棄、ポイ捨てがないところに監視カメラをつけていただくことはできないかと強く思って、ずっと議員になる前から思っておりました。その件に対して町当局はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

監視カメラの設置というふうなお話かと思えます。監視カメラにつきましては現在町では監視カメラを保有しておりませんので、塩釜保健所からお借りした形で毎年設置しております。昨年度に関してはコロナの関連もありまして塩釜保健所とのやり取りがなかなかできずに、昨年度は設置しておりませんが、毎年1か所程度設置しております。

ただ、基本的には不法投棄の監視という形で、その不法投棄の多い場所に設置している状況でございます。町が調べたところでしらかし台五丁目の集積所、こちらのほうが前多かったのここに設置したり、あるいは有料道路の側道近辺がかなり多いです。こういったところに設置したりしております。

今後も監視カメラは塩釜保健所から借受けをしながら設置に向けていろいろな部分で検討していく考えでおりますが、監視カメラ設置についてはプライバシーの関係もございますので、基本的には設置した場合、必ずカメラで撮影していますよという表示看板をする形になっております。

数が塩釜保健所、実際のカメラは4台、そのほかにダミーカメラがございます。基本的に使えるのは2台ということになりますので、それを2市3町で定期的に利用させていただいているという形になります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 監視カメラを保健所からお借りしているという話は初めてお伺いいたしました。

七ヶ浜町では町で1台の監視カメラを持って、とても困っている町内会に申請書を書いていただいて貸出ししております。3か月とか6か月とか。

あとは、プライバシーの問題と言いますけれども、塩竈市は防犯カメラ条例をつくりまして、各町内会に困っているところを聞いて、それからその各町内会の、1か所ぐらいだと思うんですが、そこに補助を出して監視カメラをとということで今進んでおるそうです。

いたちごっこかもしれませんけれども、グランディの芝生のあたりには24時間監視カメラ作動中って、あれを見ただけで私たちびびります。そうすると、本当にそういうごみを捨てるという行為が減るのではなかろうかと私は思うんですけれども、そういうほかの市町村がやっていることを今本当に注目されている利府町でも少し考えていただけないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 渡邊議員の再質問にお答えいたします。

監視カメラの件、部長がお答えさせていただいたこととおりになっていますが、先ほど共有するということが渡邊議員からもあったと思うんですけれども、私たちは東部衛生処理組合の構成市町の1つでありますので、この中にも東部衛生議会の議員さんもいらっしゃいますが、そういった中で2市3町で共有できる、いわゆるごみ問題とか不法投棄というのはどこにもある問題なので、そういうところに私も副管理者ですので、提案していてもいいのかなと思っております。

また、ポイ捨てされたごみというのは、渡邊議員と私は思いを同じくするものでございますが、私も休日にボランティアでごみ拾いをしたりしていたんですけれども、大体ごみがたまる場所というのは決まっていますよね。吹きだまりの部分とか。最近だったらマスクとかウェットティッシュなんかが多くなってきていたりとかしているなと感じているんですけれども、そのときにポイ捨てを拾って、昔は向こう三軒両隣の皆さんが朝飯前は掃除するのが当たり前だったというような感覚だったんでしょうけれども、そのポイ捨てされたごみをどこに持って行ったらいいのかなという、このポイ捨てを拾った良心ある方々たちのごみの捨て先みたいなものがちょっと必要かなと思ったりします。

私は役場に持ってきて捨てさせていただいたりするんですけれども、そういうごみステーション、ポイ捨てとかボランティアしてごみ拾いをした先のごみステーションみたいなものがあればその環境美化意識みたいなものは町民の皆様に喚起できるんじゃないかなとちょっと考えたりもしておりますので、いずれにせよ監視カメラもそうですけれども、何か監視社会になるというよりも良心に訴えかけられるようなもので、より人口に膾炙するような方法を探していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） なるほどなと思って聞いておりました。そういうステーションが例えば

中学校でも前皆さんお子さんと一緒にごみ拾いをしていたというお話を聞いたんですが、最近マスクとかあって、とてもコロナの関係で今中止しておりますとのことでした。そういうごみの処理した後の方法もやはり少し考えていただければと思います。

あと、館山公園の桜の季節のことなんですが、犬のふんというか、その対策というか、ある町内会では何かチョーク大作戦で犬のふんを捨てられたものをすごく改善されたとお聞きしましたが、今年春の季節にある親子かな、桜がきれいだねということで午前中に行かれたそうなんですが、桜を見ていたら下に大きな犬のふんがあって踏んづけてしまったと。すみません。

それで、別な方が朝早く散歩に行っていたときに何か大きな車で来て犬を放していたよというお話も聞きました。だから、ああいう目の届かないところってどのようにしたら、そういうふうにせっきくの桜の名所が犬のふんで、せっきく行ったのにお子さんが踏んづけてしまったという嫌な思い出になったみたいなので、そちらのほうも少し考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 御質問にお答えいたします。

館山公園の問題なんですけれども、やはりそれは人間のモラルとしてどうしても拾っていただくようなことにしたいと思いますので、看板等を設置しまして注意喚起していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） さっき監視カメラを2台使えるということなので、例えば桜の季節だけ犬のふん対策に使っていただくことはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、塩釜保健所管内で多分桜の場所に設置するとなると木の上にはぶら下げるタイプ、これは2市3町で2つという形になります。基本的には塩釜保健所で貸し出すのは不法投棄の監視用のカメラということなので、ちょっと使用目的が違うので現状ではそれは難しい内容となっているというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 新しい看板をつけていただくのもいいんですが、それで本当に効果があるのかなと思うんですけれども、そうするとボランティアさんが何か同じようなジャンパーを

着てちょっと見回りして、何かいいそういうものを抑えていただくようなというか、そういう考えはございませんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 役場のほうに8人の作業員がいますので、その方々に昼間見てもらったりということで対応していくような形にしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 本当に貴重な桜の名所の館山公園を皆さんに気持ちよく花見をしていただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。

（4）まち美化アダプト・プログラムの導入についてということで、クリーンアップ作戦を町としても2回行っているとのことなんですが、皆さんが町民が全部出ているとはとても思えなくて、クリーンアップ作戦は私の町内会では何か役員さんだけが出てやっているような感じで、ごみを捨てないという意識はすごく子供のときからの教育が大事だと思うんです。もう大人になってしまったら親の背中を見て育て、子供も捨てていい問題ではなくて、そういう部分を学校の教育現場でどのような公衆衛生道徳的なことの教育とか、そういう時間はないかどうかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の質問にお答えします。

環境美化に関します授業といたしましては、小学校のほうでは生活科や社会科、総合的な活動の中で、植栽活動や家庭ごみの処理の方法、リサイクルの方法、環境問題について学んでおります。

また、中学校のほうでも家庭科や理科の中で環境問題や自然保護について学んでおるところでございます。御理解いただきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 何かいろいろやっていただいているみたいなんですが、おとといスポーツ少年団の結団式でゴミ拾いをしたと孫が帰ってきて言っておりました。そうしたら、総合体育館から給食センターあたりまでですか、そうしたらすごくいっぱいゴミがあったんだよという話だったんです。

だから、子供のうちからそういう実地体験をしていただいて、ごみを捨てる人と拾う人がいる、これだけのごみが出るということをやはり分かっていただけると少しごみを捨てるという意識、きれいにする、捨てないというお子さんが大きくなるのではないかと期待するので、そういうことを小さいときから公衆衛生道徳を身につけていただきたいと思います。

本当に拾えばいいという問題ではなくて、捨てないということがすごく大事だと思いますので、そして、継続的な活動とか町密着してみんなが見ているんだぞと、植栽をぼうぼう伸ばしていたらそこに全部ごみが刺さっているところがありましたので、そういう部分をきれいに刈っていて、誰かが見ている、目線が通る、不審者もごみもそういうものを許さないぞというような環境を私は町のきれいなそういう安心して暮らせる町にしていきたいと思います。

それで、次に移ります。

公共施設維持管理の点検についてです。先ほど説明していただきました。何もなかったということ。私としては学校が9校ありましたので、急に県教委からそういうチェックリストみたいないっぱいこれを点検しなさいと言われたときに、この9校に対してどういう方々がどういう手法でどういうチェックリストをもって動いたかを具体的な方法を知りたいのでお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の質問にお答えいたします。

今回の白石市の事故を受けましての点検でございますけれども、まず、月1回学校のほうで点検のほうを教育委員会として行っております。そういった項目をもちまして、今回はさらに目視だけではなくて手で触る等の方法を取りまして、学校の施設内、遊具等を点検しておる次第でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それは学校の先生方が実際に点検をしたということですか。町の職員さんが1人もつかないでとか、専門業者がつかないで、全部学校の先生たちがそのチェックリストを基にチェックしたということでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 緊急ということもありまして、今回は学校の先生方をお願いしているところでございます。そのようにやっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 今回の点検で例えばそのチェックリスト以外にも学校をしっかりと先生たちが見たときに、ちょっとチェックリストにはないけれども危ないとか撤去を早くしてあげたほうがいいなというような、そういうしてほしいという学校からのそういう報告書はなかったんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 今回については異常なしという報告のみを受けております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 学校に関してなんですけれども、本当に個別なことで申し訳ありませんが、私の娘もそういう子供がいる世代ですので、西中のとても危ないところがあるんだよということで何人かの御父兄からお話を伺って何年にもなります。議員になる前からなんですけれども、議員になって思い出したんですが、西中の3階の多目的室の戸が低い状態で押すタイプで、子供が落ちるんじゃないかというようなことがあるとお聞きしておりますが、そちらのほうは点検事項には入っていなかったんでしょうか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の質問にお答えいたします。

今回の点検のみならず、先ほど申しあげました月1回の学校のほうの点検項目に入っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） その点検項目の結果を見て、では危なかったのか、危なくなかったのか、これから改善する余地はなかったのかというような、そういう結果というか、その結果からどういうことが見えてきたのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 一番はやはり児童生徒の安全・安心でございますので、直ちにそういった危険性につながる場所に関しましては町職員も確認をいたしまして、検討いたしまして修理のほうにということで動いております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 月1回学校からいろいろな報告が上がってくると思うんですが、ぜひそのときはその報告に基づいて、やはり町のどなたか職員さんがついて現場を確認していただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

（２）公共施設の日常点検や定期点検についてということで、学校以外の公共施設についてお伺いいたします。かなり本当に年数がたった公共施設が結構多いと思うんですが、例えばそれが少し不備だったのを今までは老朽化対策というか、それを踏まえてどのような計画的な老朽化対策が取られているんでしょうか。学校の長寿命化のものは頂きました。それで、それ以外の長寿命化というか、老朽化対策が今どのように取られているのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

学校以外の施設、公共施設と言われるもの、いろいろ施設がありますけれども、この中では学校と同じように長寿命化計画を策定している施設、あるいはこれから策定をしていくというような、役場庁舎なんかはそうなんですけれども、そういったことで、点検といいますか、あと、この施設そのものがいつまできちっともつものなのか、耐用年数ですとか、そういったものも加味しながら計画を立てていくということでもあります。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○２番（渡邊博恵君） 例えばそういうふうになんかちょっと何かどこか傷んでいるなというときは、緊急に必要な補修にとどまっているのか、それとも財源確保もあると思うんですが、これからどういうふうな対応を取られていくのか、一時的に直すんだか、ちょっと長い目で見て少し財源確保しながらきちっと直すんだか、そういうところもあると思うんですけれども、そちらのほうに対してお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

それぞれの実際に日々の施設の点検についてはそちらの管理している職員のほうにお願いはしているところがございます。日々目視確認あるいは法定で決まっている点検ですとかというものについては行っているということございまして、異常が分かったという場合については当然、その状況にもよりますけれども、すぐに補修が必要なものについては、これはすぐにもう対処して直すという場合もありますし、長い目で当然大規模な改修が必要だというものについては、その修繕の計画、あと財源の措置も必要でございますので、そういったものについては計画的に整備についてスケジュールを立てていくというようなことで対応していくということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） では、そういう計画に基づいてリストアップをしていただいて、優先順位を決めて、財源確保していただけるということなんでしょうかね。

実は総合体育館の小体育館がありますよね。左側の昔の勤労青少年ホーム、あそこでもいろいろな教室が行われております。体育館もあるし、ピアノのある部屋もあるし、和室もあります。ところが、あそこの入ったすぐの天井が雨漏りをしております。そちらのほうの雨漏りのほうはもう何年もたっていると思うんですが、そちらのほうは今後どのようにしていくお考えかをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

体育館のサブアリーナのロビーの雨漏りの件でしょうか。それに関しては、こちらも担当部署のほうとも調整をしながら必要に応じてその雨漏りについては改修をしていくということで計画をしていると。

ただ、その年度年度で予算の確保できたものとはできないものがあるのかもしれませんが、その辺については再度確認をさせていただきながら、こちらのほうをできる限り対応していきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 日常点検は口頭や業務日誌等で報告を受けているというさっきの御説明だったんですが、あそこのサブ体育館のロビーの天井の雨漏りで今から五、六年前、あそこの和室で教室をやっていたおばあちゃんがトイレに行こうと思ってスリッパで行ったら、転んで頭を打ちました。打ったんですよ、実際に。そういう報告を受けておりますか。私たちはおばあちゃんがで一んと頭を打ってしまったのですぐ仙塩病院に行って精密検査しました。そのときに受付のところにもそういうふうなお話をしたんですけれども、そういう報告を受けているという記憶はございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

すみません、ちょっとその案件については今手持ちの資料がございませんので、後ほど担当部署のほうとも確認をさせていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） だから、私がそういうふうに関わった場合の対処法とか対応はどうなるかということで今回質問させていただいております。そのときに私たちとしては「ああ、私たちの掛けるスポーツ保険でやればいいんだ」ということで多分仙塩病院に運びました。何事もなかったからよかったですけれども、もしあれがもっと頭を打って大変なことになったらと思うので、そういうことがあったのに何年間も雨漏りのままという状態が大変悲しく思います。

ですから、これからそういうことを、財源確保も大変でしょうが、もし何かあった場合の補償問題、保険を掛けているからいいという問題ではなくて、何か予防医学的なそういうことをもう少し私は町にすごく思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 渡邊議員の再質問にお答えします。

本当にちょっとこの五、六年前の話が報告がしっかり上がっていなかったら、これはゆゆしき課題でございますので、しっかり調査をしてしかるべき対応がなぜ取れなかったのかということも私どものほうもしっかりと受け止めて、改善を早急に行きたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 何か本当に昔のことを掘り返して大変申し訳なかったんですが、白石市の事故も含めていつ何時何が起きてもおかしくない状況だと思うんです。だから、そういうことで、そんなことが大きくなって賠償問題になり新聞に載るのではなくて、たとえ財源が大変であろうとも、やはりやるべきことはやっていたかないと私は思っております。

次に移ります。

公園の遊具の点検状況と事故が起きたときの対応についてなんですが、まさしく私はそれに関連いたしまして各公園にしっかり何か点検していただいて、そういうことがないということで何よりの町だなとは思っておりますけれども、お子さんとかは本当に予測不能な想定外のことをすることがあります。どんなに安全な遊具であっても何があるか分からないという状況なので、各公園に例えば何かあったらという看板に連絡先の部署と何か電話番号があったら、皆さんスマホですぐ連絡できるのではないかとことをすごく思ったので今回質問させていただいております。その件に関して当局にお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

事故が起きた際の連絡先についてということでございますが、町内には都市公園が71か所、児童遊園が9か所ございます。新規に看板を設置するには多大な費用を要することから、避難看板等の空きスペースとかを利用して効果的な手法を今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 本当に身近な問題って何が起きるか分からないのでということで質問させていただきました。本日はありがとうございました。以上で終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、2番 渡邊博恵君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時50分とします。

午後1時37分 休憩

午後1時47分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 及川智善君の一般質問の発言を許します。及川智善君。

〔13番 及川智善君 登壇〕

○13番（及川智善君） 13番、及川智善でございます。今回久々に、町長と給食費無償化の一般質問をさせていただいて以来、1年半ぶりくらいに、忘れられるといけないので質問させていただきます。今回2点、たばこ対策とLGBT対策について質問させていただきます。

それでは、質問します。

1、たばこ対策について。

他の人が吸うたばこから立ち上がる煙やその人が吐き出す煙を吸い込む受動喫煙は、健康に重大な悪影響を及ぼします。受動喫煙にさらされていると、大人では脳卒中、肺がん、虚血性心疾患、子供では乳幼児突然死症候群SIDSリスクが高まると言われております。喫煙者も肺や気管にダメージを負うほか、様々な病気の要因となっております。

2020年4月に全面施行された改正健康増進法を受け、中央省庁は屋内の喫煙が完全に禁じられました。町は「はつらつ健康利府プラン」でたばこの対策を7つの取組の1つの分野に据えて、町民に非喫煙の実践や受動喫煙の防止を説いております。町民の健康と命を守ることは町の責務と考えます。このことを踏まえ、次の点を伺います。

（1）はつらつ健康利府プランに定めるたばこ関連の目標値達成度の進捗状況はどうでしょうか。また、職員の喫煙現況、たばこに関する調査を行っているのか、お伺いいたします。

（2）公共施設の屋外喫煙所は現在どこに何か所あるのか、また、コロナ感染拡大防止のためにも全面撤廃すべきと考えますが、町の考えを伺います。

（3）今でも道路での歩行喫煙や店舗等の屋外周辺での喫煙が散見されております。受動喫煙等の観点から条例の制定を検討すべきと考えますが、町の考えを伺います。

（4）喫煙者の中にはやめたいと思っている人もたくさんおります。しかし、個人の意志ではなかなか禁煙できない現状があります。禁煙外来への積極的な受診を勧め、手段として治療費の一部を補助してはどうか、町の考えを伺います。

（5）小中学校におけるたばこと健康に関する教育はどのように取り組んでいるのか、実態を伺います。

大きい2番のLGBT対策について。

2018年に電通が行った調査により、日本にはLGBTの方が8.8%いることが明らかになっております。これは左利きの割合とほぼ同じであるということが分かっております。これらの方々への差別の解消や人権の配慮が必要であり、住んでいる場所で安心して毎日の生活を送れるようにするのが町の責務であると考えます。このことを踏まえ、次の点を伺います。

（1）同性カップルを行政が公に認めるパートナーシップ制度を導入してはどうか、町の考えを伺います。

（2）災害時、避難所等で見分けて分からないLGBTの方への対応や防災計画等ではどのような配慮があるのか、町の考えを伺います。

（3）ジェンダーレス制服を中学生に採用し、スカートでもスラックスでも着用できるよう選択の余地を与えてはどうか、町の考えを伺います。

（4）児童生徒へのLGBT教育は学習指導要領に定めてあるのか、その教育内容、時間はどうか、これらに関する町の教育方針を伺います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。1、たばこ対策についての（1）から（4）、2、LGBT対策についての（1）、（2）は町長。1、たばこ対策についての（5）、2、LGBT対策についての（3）、（4）は教育長。初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 13番 及川智善議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目のたばこ対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）はつらつ健康利府プランに定めるたばこ関連の目標値達成度の進捗状況についてでございますが、はつらつ健康利府プランは平成29年度から令和5年度までの7年間を計画期間としており、たばこ対策を含む健康に関する7つの分野で基本目標と目標項目を設定し、町民の皆様の健康寿命の延伸を目的に推進しているところです。

たばこ対策につきましては、妊娠中の喫煙をなくす、非喫煙者の増加、喫煙による健康への影響に関する認知度の増加の3項目を目標に掲げております。

まず、妊娠中の喫煙をなくすにつきましては、令和5年度までの目標値ゼロ%に対し、令和2年度の実績値は2.6%となっており横ばいで推移していることから、引き続き母子健康手帳交付時等において妊娠中の喫煙による母体や胎児への影響について周知するなど、禁煙について指導してまいります。

次に、非喫煙者の増加及び喫煙による健康への影響に関する認知度の増加につきましては、町民意識調査の結果を評価指標としており、次期計画策定前に町民意識調査を実施し進捗状況を把握する予定としております。

また、職員の喫煙現状やたばこに関する調査の実施状況についてでございますが、職員の喫煙状況についてのアンケート調査を昨年9月に実施しており、その調査結果では現在喫煙している職員の割合は約25%と4人に1人が喫煙している状況となっております。

次に、（2）の公共施設の屋外喫煙所の設置状況についてでございますが、本庁舎には東棟の出入口付近と公用バスの駐車場付近にそれぞれ1か所、2階の議会棟に1か所の計3か所に喫煙所を設置しております。また、総合体育館と屋内温水プールにはそれぞれ1か所ずつ設置しており、町の公共施設としては3施設の設置となっております。

いずれも改正健康増進法に基づき、町民の方々や職員等の人通りが少なく、人目につかない場所で、施設内に煙が流れ込まない場所に特定屋外喫煙場所として必要な措置を講じた上で設置しているものであります。

職員に対しては勤務時間中は昼休み以外の時間での喫煙は全面禁止としており、さらに、昼休みに喫煙する場合には喫煙者同士一定の距離を取り、密を避けて喫煙するように周知しております。

役場庁舎の喫煙所につきましては、これまで何度も内部で全面撤去に向けての検討を重ねてきておりますが、全面撤去した場合は新聞等で報じられているように新型コロナウイルス感染症の影響や禁煙のストレスに起因するメンタル不調の増加、また、仙台市の勾当台公園で生じ

ているたばこ問題のように昼休みに喫煙する職員が庁舎周辺の喫煙可能な場所に集中してしまうことが想定され、全面撤去には踏み切れていないのが実情であります。

なお、総合体育館と屋内温水プールにつきましては、施設利用者の方々に多く、庁舎と同様の状況となっております。

今後も町民の皆様や職員の健康と命を守るため、引き続き公共施設の全面禁煙、全ての施設の喫煙場所の撤去に向けて、議員の皆様のご意見なども拝聴しながら、よりよい手法を前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、（３）の受動喫煙等の観点からの条例の制定についてでございますが、受動喫煙防止条例はその自治体で生活をともにする者の責務を明らかにし、自らの意志で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的に制定されるものと考えております。

本町におきましては、はつらつ健康利府プランの中で家庭、地域、事業者も含めた関係機関と行政の役割を明確にし、個々の取組を具体的に挙げており、これまでも改正健康増進法及び宮城県受動喫煙防止ガイドラインに基づき受動喫煙ゼロを目指し、受動喫煙による健康影響及び受動喫煙防止について広報りふや住民健康診断事業などにおいて普及啓発を行っております。

今後はつらつ健康利府プランに基づき受動喫煙防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、現時点での条例制定については考えておりませんので御理解願います。

次に、（４）の喫煙外来に対する治療費の一部の補助についてでございますが、本町では禁煙に取り組みたい方やその家族から相談があった場合、県内の禁煙治療に保険が使える医療機関の情報提供を行っているほか、広報りふやホームページ、特定保健指導等の各事業を実施する際も周知しております。

現在、職場環境の改善や健康管理の面から、禁煙外来の治療費の補助を行っている医療保険者も増えていることから、現時点では町として禁煙外来への治療費の一部を補助することは考えておりませんので御理解願います。

次に、第２点目のLGBT対策についてお答え申し上げます。

まず、（１）のパートナーシップ制度の導入についてでございますが、この制度は法的な権利の発生や義務の付与を行うものではないものの、私たちの町はあなた方の関係を認めますという内容で、行政が対象者の関係を公認するものであります。

現在、日本では同性婚は認められておりませんが、昨今全国的に性的少数者への理解が進み、

現在105自治体がパートナーシップ制度を導入し、さらに約90自治体が導入を検討しているとのことです。

しかしながら、多様性を尊重し合う社会づくりに向けては、性自認、性的志向などの多様な性のあり方に関する理解の促進が必要であり、さらには人権上の配慮や支援が必要となっております。

町としての制度導入につきましては慎重に進めていく必要があることから、国の法整備の動向を見据えながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、（２）の災害時におけるLGBTの方々への配慮についてでございますが、本町ではこれまで避難所における居住スペースやプライバシーの確保について、町民の皆様一人一人はもちろんのこと、LGBTの方への配慮も含め、パーティションや簡易テント、非常用簡易トイレなどの備蓄を推進してまいりました。

しかしながら、一見して分からないLGBTの方への対応は行政も含め町民の皆様の認知度も低く、どのような配慮が必要なのか情報が追いついていないことから、慎重に行う必要があります。このたびの新型コロナウイルス感染症の影響によりさらなるスペース等の確保が必要となることから、避難所開設時にはLGBTの方のみならず、障害者や高齢者、子育て世代など配慮が必要となる方々への支援を今後も検討してまいりたいと考えております。

また、防災計画には現時点ではLGBTの方への配慮についての記載はございませんが、今後、国、県の動向を注視しながら記載について検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 13番 及川智善議員の第1点目の（５）についてお答え申し上げます。

まず、小学校における取組としましては、主に保健学習において5、6年生を対象に受動喫煙によりたばこが心身の健康にどのような影響を及ぼすのかについて、保健用教科書により指導を行っております。また、年1回、たばこや薬物乱用による心身への影響、依存症、病気との関連、社会への影響などについて指導を行っております。

次に、中学校における取組としましては、学習指導要領において保健体育の保健分野、健康な生活と疾病の予防の中の喫煙、飲酒、薬物乱用と健康を第2学年で扱うこととなっており、保健体育科担任が教科書やスライドを使用して授業を行っております。

次に、第2点目の（３）と（４）についてお答え申し上げます。

まず、（３）についてでございますが、文部科学省より平成27年4月30日付で「性同一性障

害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知があり、校長会を通じてこの通知に基づいて多様な性への配慮を行うよう指導しております。一部の中学校ではスラックス着用の選択ができるようになっており、柔軟な対応ができるよう指導してまいります。

次に、（４）についてでございますが、現在の小中学校の学習指導要領にはLGBT教育としては定められておりません。

なお、平成28年4月に文部科学省より発出された教職員向け通知資料「性同一性障害や性的志向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」に従い、適切に指導を行うことになっております。

町教育委員会としましても、この通知に従い対応を行うよう校長会を通じて指導しておりますが、今後も適切に指導を行うよう進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、質問事項の1番から順を追って再質問させていただきます。

まず、（１）のはつらつ健康利府プランの件なんですけど、これは答弁にもありましたように平成29年度、今から5年前、そのことで令和5年までに目標、はつらつ健康利府プランですからほかにも6つ重要視している事項があると。その中の1つという位置づけになっていると思います。

それで、はつらつ健康利府プランということで、お答えにもありましたけれども、妊娠中の喫煙をなくすということで、当然ゼロ%であることが最も望むべきことだと思います。私驚いたのは、2.5%でも2.6%でもいるという現況のところなんですけれども、これは妊娠中の方は母子手帳交付のときにそういう調査を行ったということによろしいですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

妊娠中の方については、議員さんがおっしゃるとおり母子手帳交付時にお伺いしながら指導を行っているところです。残念ながらやはりゼロというのがなかなかならない状況ですが、これからも引き続きそういった機会の中で喫煙について指導していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 母子健康手帳、お母さんになった自覚もちろん母性本能とともに芽生えて、その機会になると思うんですけれども、何度も重複しますけれども2.5%の方がそれでも吸っていると。

中には母子手帳交付のときに当然虚偽の報告をしている人も中にはいる可能性もあるかもしれませんが、分かりませんがね。いずれにしても正直にお話しした人が2.5%。これはやはり強く、個人の権限、嗜好品をやるのだから自由だという、もちろんそういうお考えもこの自由平等の世界の日本の国においてはそういう抵抗もありますけれども、これは母子そのものに本当に直接影響を及ぼすものでありますから、皆さん承知しているでしょうけれども、強く指導をしていただきたいなと私は心からそう思いますが、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。議員さんのおっしゃるとおりだと私たちも考えております。母子手帳交付時だけではなく、出産が終わった後の様々な、プレパパ・プレママひろばとかいろいろ教室がありますので、そういった機会も捉えながら危険性だったり子供に対する影響だったりということで、この辺については十分指導していきたいとか、周知していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 様々な機会を捉えてぜひお願いしたいと思います。

それでもそういう人はもちろん何の決まりでも外れる人って出てきますので、それはいたし方ないですけども、冒頭で述べましたとおり町民の健康を守るというのは町の責務であるということを肝に据えてよろしくお願いしたいと思います。

それで、さっき2.5%ということなんですが、非喫煙者の増加ということで、これ平成29年度に決めたときのベースラインは何年度のベースラインでいっていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

計画策定自体は前年度に策定しますので、平成27年度、28年度がベースラインになっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 平成27年度で、例えば男性、女性という分け方をしていると思うんですけども、男性の方は65%くらいですか。残りの35%くらいが吸っていると、喫煙しているという現況にあると思います。

これあと、女性の方も男性の方もどういう機会に、これもさっきの話じゃないですけども、非喫煙者、喫煙しているかどうかについてはどういうふうな手法をもって調査しているんでし

ようか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

計画策定におきましては、どの計画においてもなんですが、アンケート調査というものを実施しますので、そうした抽出の中で調査を行いながら情報を把握しているという形になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） アンケートでやっているということによろしいんですね。

そうすると、男女別の話でいうと年代とかそれぞれの背景みたいな、家庭環境とか、どのような項目で、ランダムにというか、絞ってやっていると思うんですけども、各年代の調査はしているんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

調査につきましては平成27年12月1日から22日までの期間ということで、大体2,000人を対象にランダムに抽出して行っているという状況になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） その分母、標本がそれくらいのところで、3割5分の方は吸っていらっしゃるということですけども、女性にについてはどのように行っていますか。統計。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

女性につきましては、20代から30代ということで非喫煙者が88.4%ということが平成27年度の調査結果で出ております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今の88.4%というのはベースラインの値ですよ。現在、令和2年度についてはどのようになっていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

町長の答弁にありましたが、次期計画策定のときにまたニーズ調査を行いますので、大変申し訳ないですが、現在の非喫煙者については把握していないところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今部長から町民意識調査のときにということで出ましたけれども、調査をしてこのはつらつ健康利府プランでは公表するんでしょうけれども、全面的に今まで目標にしている事項を含めて公表という形は取るんでしょうか、お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

次期計画策定のときにまた同じようなニーズ調査をしながら公表という形をしていきたいと思えます。今現在、7年後の目標ということで、非喫煙者について女性については90%を目指しているところになっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、次に利府町の今調査ですけれども、県と比較して地域の差というものはありますか。もし県の調査資料があれば教えていただきたいんですけれども。県全体の比較できる統計というものはありますか。同じ母体の資料として。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

令和元年度の実績ということで、特定健康診査法の報告ということで県との比較があります。非喫煙者ではなく喫煙者率ということで今持っておりますが、県のほうでは総数的には14.2%が喫煙率、町のほうは14.6%ということで、ここの年齢については40歳から74歳という形の年齢との比較になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） では、大きな差はないということでもいいですか。地域によってということで利府町が突出しているとか、どこか町村と比べて平均的にということはないですね。同じということでもよろしいんですね。

それでは、職員アンケートの件についてお伺いしますけれども、先ほどの答弁の中で25%の方がたばこを吸っているということでお聞きしましたけれども、職員は230人前後いらっしゃいますよね。そのうち五十数名の方が吸っていらっしゃるということだと思えます。

議員のほうでも18人いますけれども、何名かいらっしゃるんで同じ割合くらいかなと私は承知しているんですけれども、それで、たばこ喫煙状況だけではなくて調査項目についてはどのようなことをほかに調査しているんでしょうか。喫煙の状況だけでなく、たばこに対する何

らかの意見とか聴取していないんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

今回、昨年度実施しましたアンケート調査の中には全部で15項目ほどのアンケートを実施しております。

まず、基本的なこととして割合ですね。吸っているか吸っていないか、男女別の比率。それから、現在の屋外特定施設で今役場のほうで対応している、この対応についてどう考えるかということも伺っております。

あと、禁煙に対する関心といったものも聞いております。あとは自由意見含めて全部で15項目というふうになっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 職員の方も同じだと思うんですけども、たばこを吸っていて、たばこを吸っていらっしゃる方でもやはりデータによると3人に1人はやはり吸っていてもやめたいというふうに思っている方がいるということで、私が独自に調べた、職員じゃないですよ。全般の話としてあるんですけども、職員の方にはその調査項目の中でやめたいとか思ったことはないですかとか、そういう質問項目は調査項目に入っていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） 禁煙に対する関心度のほうも伺っておりまして、喫煙者のうち約70%、7割の方はいずれかの禁煙に興味がある、本数を減らしたい、やめたいというふうな考えはお持ちのようでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 70%の人がやめたいと思っているということですよ。だから、何らかのサポートをしてあげなければいけないということです。

どうしても、私も三十数年前までたばこを吸っていました。だから、たばこを吸う人の気持ちもよく分かります。自分の力でやめられないんですよ。9割の人が禁煙すると言った次の日から「ああ、一服しようか」というのが現状ですから。3日間はずらいんですよ、やめると。この3日を通り過ぎるとある程度いいんですけども、なかなかその辺の非常に厳しい状況がある。6か月後にはやめると言った人の9割は吸っているという現況にあります。だから、なかなかクリアするのは大変だということがあります。職員の人でも苦労していらっしゃるとい

うふうに思います。

それでは、次の2項目の屋外喫煙所の関係ということで再質問しますが、本庁舎に3か所、総合体育館と屋内温水プールということで、それぞれ1か所で5か所あるということなんですが、リフノスについては今後はどのように考えておりますか。今後というか、もう7月から供用開始なんで、ここはどのように措置、設置しようとしているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 質問にお答えいたします。

公共施設でございますので、禁煙の方向で考えておるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ぜひその方向でお願いしたいと思います。

それから、先ほどお伺いしたときは喫煙所の使用時間を昼休みに決めているということなんですが、庁舎の場合、議員のというか、そののところにすぐ見えるところに主に議員が利用している喫煙所がございますけれども、これについての統制とかなんかについてはあるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） 職員でということによろしいでしょうか。現職職員のほうはお昼休みは東側の1階入り口付近の喫煙所を認めております。あと、就業前、就業後については1階の一般利用者の方の喫煙所もあるんですが、そちらのほうはいいことにしております。

議員のほうの議場のほうの脇については、特段そこで吸っていいとか悪いとかというのは定めていません。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 喫煙時間を昼休みなりなんなり定めてやれば結構だと思うんですけども、例えば一般の会社なんかでは会社仕事中に喫煙所に行って、そういう取決めをしないところはそういうところもあるということで安心しましたけれども、つまり就業中にたばこを吸うというのは吸わない人にとってダブルスタンダードになるんですよね。要するに時間で仕事の対価を払っているわけですから、そういうことがないということで、今後もそういう方向で続けていただきたいと。

さらに確認しておきますけれども、昼休み以外は全くそこを利用しない、利用していないということで現況よろしいですか。

それから、喫煙所という扱いであればマークがありますよね。屋外喫煙所を指定して、ここは喫煙所ですよというマークが2020年4月に制定されているはずですけども、それは貼付していますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） 勤務時間中の喫煙については、このアンケートでも意見として出ているのでございますけれども、やはり昼休み中であっても喫煙する方がいればその間の来客中の対応は残った職員になるということがあります。ですから、昼休み中であってもなるべく短い時間で対応するような指導をしております。

もちろん勤務時間中の喫煙のほうは一切認めないという総務部長通知、今年の4月にも総務部長通知のほうを出させていただいておりますし、これまでも何度となく職員の綱紀肅正については職員のほうに指導しているところでございます。このことから、現在昼休み以外で喫煙をしている職員はいないものと認識しております。

また、先ほどのマークの件なんですけど、今ちょっと私は確認ができておりませんで申し訳ないんですが、後日確認をしてお知らせしたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それは後で部長のほうにお持ちしますので。こういうことだということ。ぜひ法律にのっとって貼付していただきたいというふうに思います。

私も吸っていたから分かるし、こんな堅苦しいことは本当は言いたくないところもあるんです。ただ、それは口に出して言うと言訳になるんですけども、たばこを規制したらどうかというところとやはりちょっと庶民の娯楽を奪うとか、例えば多様性を認めない偏狭なやつだとか、いろいろな自分だけが正しいと猛進する禁煙ファシズムだという意見もあるんです。批評する人もいます。

今までに、私も10年前にここで鈴木勝雄、町長に、正面玄関のあそこに喫煙所がありました。町民やお子さんが通る、あそこを通らざるを得ない正面玄関の役場庁舎の前で堂々と喫煙所を設置して、職員も吸っている、あと行政区長さんなんかも吸っている。そういう状況を踏まえてどうなんですかということで撤去してもらいました経緯があります。そこでまた、こちらの議会棟と事務の間に持ってきて、今はあそこにあるということなんですけれどもね。

だから、何回も言いますが、今の公共施設に絡んで何とかたばこをあまり吸わない方向に何か処置してあげたらどうかというふうに思っているんです。そういうことで、それは

私の思いなのでそれ以上のことは言いません。

それで、（3）の条例の制定なんですけれども、これさっきも何回か申し上げていますが、たばこのルールが変わって学校とか病院とか児童福祉施設は施設内全面禁煙ですよね。これは間違いないと思います。もちろん電車、航空機なんかは完全禁煙で、喫煙室等の設備を設けることもできないというふうに、これがもう時代の流れなんです。

だから、いろいろな具体的な理由をつけて、いろいろこういう理由で設置しているとか、個人のいろいろな面があるんでということですから分かりますけれども、そういうところを検討していただきたいなと思います。

条例の制定はしないということなんですけれども、これはいろいろ検討して考えていただきたいんです。厚労省の検討委員会の報告書によると、たばこは青酸カリ、さっき渡邊さんもいろいろなたばこの吸い殻の件について毒物が入っていますよということでお話しされていますけれども、厚労省のほうでも発表していますけれども、たばこは青酸カリの2倍程度の強力な毒物、煙は発がん性物質を含むPM2.5の元凶となっているということは、これは皆さん承知のとおりだと思います。

こういうことがあるということは自覚していただきたいなというふうに、町民の喫煙者の皆さんに何らかの方向でまたお知らせできればなと思っておりますけれども、こういうことについて何か機会教育とか、何かチラシの配布とかなんかについて検討を今までやっていること、あるいはこれからやろうとすることはございますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

様々な部分で健康21ということでいろいろ行政とか町民とか関係機関との役割ということで今定めております。次期計画策定にも向けまして、やはりそういった機会も捉えながら禁煙の部分、その他健康の部分ということで今後は周知に努めていきたいと思っております。

今現在ちょっと具体的などというものということはないんですけれども、今後そういうふうに向けて検討していければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ぜひ検討だけじゃなくて実行していただきたいと思っております。

さっきも渡邊さんからあったようにマイクロプラスチック、フィルターあります。それから、SDGs、これは国とか企業に対策をはっきり求めています。そういうことなんです。

それから、よく言う人がいるんですけども、たばこ税の税収がなくなるんじゃないかと、そういうところはどうか。これは全然論点のすり替えというか、考え方が間違っていると私は思います。たばこによる経済的損失がマクロで年間4.3兆円。たばこの税収は2.1兆円です。差引き2.2兆円のプラスになります。

たばこを吸っていると、さっき明確な100%そうだと言いきれませんが、そういう吸っている人と吸っていない人を、喫煙している人と喫煙していない人を比較すれば医療にかかって重篤になる可能性が大きいということで、医療費の軽減が見込まれるということです。そういう医療費の削減にもつながりますと。

だから、マクロで考えていただきたいというふうに思います。しっかりと対策を取っていただきたいなと思います。

禁煙外来一部補助の話をちょっともう少しさせていただきますと、さっきも話しましたがけれども3人に1人がやめたいと思っていると。職員のアンケートでもありました。なぜ自分でやめられないかという、ニコチン依存症だからやめられないということです。自分の意志と関係なく受容体がニコチンを欲しがっているということなんで、自分の意志と関係なく吸うわけです。30分すると落ち着かなくなってくる。1時間後には必ず1本吸う可能性があるということで、また、それを吸うとほっとすると、そういう繰り返しになっている。

15年前にニコチン依存症ということが保険適用になりまして、3割負担ということなんですけれども、これはちょっと調べさせてもらったら、たばこの禁煙外来の治療というのは3か月5回行って1万3,000円から2万円ということなんです。

ここで考えていただきたいのは、たばこは今1箱500円くらいですか。最近吸っていないんでちょっと分からないんですけども、500円にすると1か月で1万5,000円、3か月で4万5,000円。その禁煙外来に行っている間は4万5,000円浮くわけで、煙になってしまう4万5,000円です。治療費の半分もいかないんです。

だから、そういうところをちょっと考えていただいて、それから少しでも刺激というか、にさせるためにもそういうことがありますよということで、幾ばくかの補助も考えていただきたい。

それから、新聞でちょっと読んだんですけども、最近は禁煙アプリというものがありまして、それを併用すると今まで禁煙外来に行った人の完治というか、治療成功率が3割程度だったんですが、禁煙アプリとの併用で5割上がったという事実があります。皆さんの健康を守る

ためにそういうものもぜひ外来治療の一部補助ではなくて、お金だけではなくて、そういうお知らせをして考え方を付けてあげるといこともありますけれども、これについてはどういふうに思いますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

禁煙外来のたばこをやめたいという方につきましては、今現在もそういった治療ができるところについてはつないであげるとい形で紹介しているところです。補助金、助成とかそこらについては、先進自治体もありますので、今アプリもあるということですので、調査研究という形で参考にさせていただきながら、今後の取組の参考の一助にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 時間がなくなったんで（5）のたばこ健康に関する教育の取組について若干お聞きいたします。

保健の科目でやっていらっしゃることなんですけれども、ほかに、私が1つ危惧しているのはそういう通り一遍のことというか、当然なんですけれども、子供たちに教えるから保健体育で教えるんでしょうけれども、道徳とか総合学習なんかでは機会を捉えてやっているところはないですか。別の観点から。保健体育以外の観点からないんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

保健体育以外にもただいま御指摘のありました道徳科の授業でありますとか総合のほうでありますとか、機会を見つけてもちろん指導をしてございます。それから、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、薬物乱用防止教室といったものも開催して子供たちに知識、理解をさせているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それからもう1つ私が危惧しているのは、中学生になってくるとやはりたばこへの興味が出てくるというのが現状として昔はあったと。今の中学生はどうか分かりません。ただ、そういうたばこに対して、たばこを吸ったところから非行が始まるとか、例えばそういうきっかけにもなる場所もあります。そういうところの実例があったかどうかは別に、たばこを吸わないでもらいたい、要するに服務指導的な教育というのは何かでやってい

らっしゃるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、授業のほかに様々な機会を捉えて子供たちに副流煙含め健康に及ぼす害等を理解させて、自分の体は自分で守るといふようなところにつなげているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ありがとうございます。

それでは、LGBT対策についてお聞きいたします。

（1）のパートナーシップ制度の導入についてでありますけれども、多くの海外でももう取り入れている先進国に日本も差別禁止の勧告を国連から受けてきた経緯があります。今、自民党でもプロジェクトチームをつくってやっている、法案が通るかどうかわかりませんが、紆余曲折があつていずれは提出される可能性が、こうした潮流は止めようがないというふうに思います。

私が質問した4年前の3月には東京の渋谷、世田谷をはじめ自治体がわずかなパートナーシップ、現在は先ほど町長の答弁にありましたけれども、100を超える自治体がもう導入しているということです。同性愛者が精神的疾患ではないと知見が確立した今では、同性愛者が婚姻によって差別を受けてはならないということなんです。基本的に。

だから、例えば配偶者としての相続権、子供の共同親権、税制上の優遇措置、手術等における配偶者としての同意などを享受できるように条例や要綱を整備して、当事者に心の安定を持たせるべきと私は思いますが、これは町長にちょっとお尋ねしますけれども、この考え方についてお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川議員の再質問にお答えします。

もう及川議員がおっしゃったような、もう及川議員も分かつておっしゃられていると思うんですけども、まだこの議論は始まったばかり、先ほど自民党の法案をどうするかということ今すったもんだあつて、どうするかということもまだ見送りするのか、恐らく見送られると思うんですけども、まだその議論の緒に就いたばかりで、私も6月7日の決算委員会で公明党の高瀬議員がLGBTの質疑をテレビ入りでしておりまして、やっと始まったばかりです。

なので、これはちょっと憲法との兼ね合いもいろいろあると思いますので、私たち地方自治体がまだ議論とか制度化できるレベルの話ではないのではないかと思っておりますので、大変申し訳ございませんが、まだ議論の推移を見守っていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 時間がありませんので、次の3項目だけ、ジェンダーレス制服だけお聞きいたします。

これは中学校では既にやっているところもあるということなんですが、中学生のスラックス、スカート、いつでも両方着用できるということによろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

中学校3校中2校が生徒心得等で規定はしておりますけれども、御相談がありますれば柔軟に対応しているというところで御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） やはり性自認でスカートをはきたくないと、はっきり申し上げますけれども、そういう人もいらっしゃるので、早めに手を打って調査していただきたいと、制度化していただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、13番 及川智善君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は定刻より会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時45分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和3年6月8日

議 長

署名議員

署名議員